**クラブ協議会における資料**

**2016‐17年度ガバナー事務所**

**編集：刀根荘兵衛**

**目　　次**

ＲＩテーマとクラブテーマ

クラブの役員・理事の役割と責務

CLPとクラブ戦略計画

クラブ委員会構成

クラブ委員会の役割と責務

ロータリーの組織と義務

クラブの会合

**RIテーマとクラブテーマ**

**RIテーマとは**

国際ロータリー（ＲＩ）のテーマとは、ＲＩ会長から、毎年発表されるロータリーメッセージのことです。このテーマは、ロータリー年度を通じて、奉仕の実践に最も重要なものです。テーマは、会長の抱負を端的に物語るとともに、そのロータリー年度の進路を示すものでもあります。ＲＩ会長は、在職年度中に国際ロータリーで順守する適切なテーマを選ぶことができますし、選ぶように奨励されています。先輩会員の中には、ＲＩ会長のテーマとかターゲットといわれる方もいらっしゃると思います。以前、そのような呼び方をしていたころがあったからです。  
  
**ＲＩテーマはいつ発表されるのでしょうか**  
　国際ロータリーのテーマが発表されるのは、前年度中に開かれる、\*国際協議会（The International Assembly）においてです。国際協議会とは、一言でいえば、ガバナーエレクトの研修会です。全世界のガバナーエレクトが一堂に会して、国際ロータリーに関するいろいろなことを勉強したり、意見交換をしたりするのですが、この席上で、次期ＲＩ会長、すなわちＲＩ会長エレクトによって、ＲＩの新プログラムの説明とともに、次年度ＲＩのテーマが、発表されます。国際協議会で一番関心が集まるのは、何といってもこのＲＩテーマの発表です。（国際協議会は、1998年の規定審議会により、1998―99年度から2月15日より前に開催されることになっています）。  
　かつて、ガバナーエレクトたちは、ＲＩテーマの発表を受けて、地区内のクラブなどにあてて、テーマとロゴの入った絵はがきを送りました。多くの会員がこのはがきを見て、新年度のテーマを知ったものです。  
今でも、国際協議会の折にはガバナーエレクトにテーマとロゴの入ったはがきが配られますが、そのはがきを利用する人は少なくなりました。テーマの発表からあまり時間を経ないで、ＲＩのホームページにテーマが掲載されるからです。また、コンピューターを持参しているガバナーエレクトやその他の出席者によってＥメールでガバナーエレクト事務所や知り合いのロータリアンに通知され、そのメールが転送されてあっという間に新しいテーマが会員の知るところとなります。  
  
**ＲＩテーマが活用すべき唯一のテーマです**  
　「ガバナーが会長のプログラムもしくはテーマを採り上げ、あらゆる適切な方法によって強調することは、その役職と切り離すことのできない任務である」と、『手続要覧』に記載されています。  
　ＲＩのテーマやプログラムを強調するやり方として、「地区大会やその他の地区会合、印刷物、RI 役員による公式訪問においては、年次テーマのみを提示し、これを強調するようすべてのロータリアンに奨励されている。」と書かれています。

また、「テーマとして使用すべきは唯一RI テーマのみであり、他のテーマは使用しないよう極力努めるべきである。」(ロータリー章典27.050.)とも記述されています。  
　このような適切な行為によって、テーマが個人個人に浸透するでしょうし、また、会長のメッセージというものは、すべてのロータリアンに知らされ、理解してもらい、効果的に実行されなければならない、とされているのです。  
 **RIテーマとクラブ**

理事会はＲＩに対して自治権を持っている。理事会はクラブの自治権を最大限生かした運営をすべきであり、理事会が守るべきことは、ロータリー運動の必要条件に従い、RI定款、RI細則、クラブ定款を遵守することである。新しい年度が始まると、ＲＩ会長からテーマや、重点プロジェクトや奉仕活動に対する報償制度などが発表され、ＲＩ理事会で決定された事項と共に、地区ガバナーを通じて通達される。地区ガバナーはＲＩ役員という性格上、ＲＩ会長やＲＩ理事会の指示に従うことは当然であるが、それらの通達の中には、クラブに対しては何の拘束力も持たないＲＩよりの勧告または伝達であって、それを採用し実行するか否かは、クラブ理事会の判断に任せられるべき筋合のものが多く含まれている。クラブ理事会はＲＩや地区ガバナーからの通達が直接監督権に基づくものか、単なる要請や勧告や伝達であるかを適格に判断しなければならない。

クラブの自治権は権利と共に義務を伴っており、その実践に対する具体的な方法は、決議23-34にまとめられている通りである。ＲＩから提案される奉仕活動の実践に関する提案や要望は、全世界を対象として慎重に調査研究されたものであったとしても、クラブが自治権に基づいてこれを拒否することは自由であるが、その一方でこれに匹敵するようなプロジェクトをクラブレベルで開発し実践する責任があることを忘れてはならない。

**参考：ロータリー章典**

**27.020.5. Annual Theme 年度テーマ**

会長は、自らの就任年度にRI 全体で順守される意欲を喚起する適切なテーマを選ぶことができる。年度テーマは国際ロータリー戦略計画と一貫したものとする。

（2011 年6 月理事会会合、決定34 号）

**27.050. Annual Theme and Program Emphasis　年次テーマおよびプログラムの強調**

地区大会やその他の地区会合、印刷物、RI 役員による「公式訪問」においては、年次テーマのみを提示し、これを強調するようすべてのロータリアンに奨励されている。テーマとして使用すべきは唯一RI テーマのみであり、他のテーマは使用しないよう極力努めるべきである。（2011 年9 月理事会会合、決定34 号）

**ロータリーの目的とロータリークラブの目的**

**標準ロータリークラブ定款**

**[アンダーラインは２０１６年規定審議会で改定された]**

**第3条 クラブの目的\***

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。

（\*訳注：「第6 条 クラブの目的」の原文は「Article 6 Purpose」ですが、既存の第4 条「目的」［Object］と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。）

[２０１６年規定審議会で新たにロータリークラブの目的が追加された）

**第4条　目的**

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

1. 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
2. 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
3. ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
4. 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

**第6条　五大奉仕部門**

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。（注：英文one's→ourに修正）

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

**役員・理事の責務と任務**

**1. 会長**  
　形式上のクラブ代表者であり、しばしば象徴としての天皇に例えられる。一般社会では会長を代表権者とみなすが、ロータリーではＲＩや他クラブと対処する場合は会長・幹事が共に代表権者となる。対内的にはクラブ運営の責任と事業の執行権および役員や委員長の任命権を合せ持つが、執行権は本来の代表権者である幹事に任せるべきであろう。  
　会長にはクラブ運営という大きな責任があり、クラブの自主性を生かし活性化を図るためには、強いリーダーシップが要求される。会長の特権として、毎例会に会長の時間が与えられる。会長の時間は会長挨拶ではなく、奉仕理念を提唱する貴重な時間である。会員に対する奉仕理念の提唱こそ、会長に与えられた最も大きな責任と言えよう。  
　世俗の論理を尊重しがちの日本では、会長の選挙にあたっても、どうしても社会的地位とか年功序列にとらわれやすく、その結果として若い会長が極端に少ない。会長を経験しなければガバナーになれず、ガバナーを経験しなければＲＩの理事や会長になれない規約なので、会長に就任する年齢が極端に高い日本からは、働き盛りのＲＩ役員を出すことは先ず不可能なのが現実である。ＲＩの中でリーダーシップを発揮するためには、若いクラブ会長を作ることがその第一歩となる。  
　総会及び理事会の議長を務め、理事となる。就任条件として、会長エレクトの期間に、地区協議会と会長エレクト研修会に必ず出席するか、又はガバナーの許可を得た上で、代理者より研修報告を受けることが要求されている。

**ロータリー章典：**

**10.030. Duties of Club President クラブ会長の任務**

クラブ会長には以下の任務がある。

1. クラブの諸会合の議長を務める。

2. 各例会を入念に立案し、開会と閉会の時間を厳守するよう配慮する。

3. クラブ理事会の定例会合（少なくとも月に1 回）の議長を務める。

4. 任務にふさわしい人をクラブ委員会委員長および委員に任命する。

5. 各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち、それぞれの働きが調和するようにする。

6. 地区大会に出席する。

7. クラブ内および地区内のロータリーの諸問題に関してガバナーおよびガバナー補佐と協  
　 力する。

8. 例年の財務調査はもちろん、クラブ予算の編成および会計事務の完全な履行を監督する。

9. クラブが包括的な研修プログラムを実施するよう確認し、必要であれば、研修を行う

クラブ研修リーダーを任命してもよい。

10. ガバナー月信、その他事務局とガバナーからの通信、刊行物などから得られる重要な情  
　　報が確実にクラブ会員に伝達されるよう確認する。

11. 毎年6 月に、クラブの財政状態および当該年度のクラブの目標達成状況について、総括  
　　的な報告をクラブに提出する。

12. 任期が終わる前に、会長エレクトと協力して、すべての重要記録、文書、財務事項を含  
　　め、任務の引継ぎが円滑に行われるようにする。

13. 新たな管理体制が成功し、管理運営の継続性を保つため、クラブの新旧理事の合同会合  
　　を開催する。**（2013 年10 月理事会会合、決定31 号）**

**2. 会長エレクト**  
　会長エレクトが理事会のメンバーに加えられているのは、次年度に備えて、理事会の運営を研修するためと、次年度のクラブ運営との継続性を保つために、当年度のクラブ運営の詳細を把握するためと思われる。次年度に会長に就任することが前提となる役職であり、幹事を別格にすれば、クラブ内では実質的なＮｏ２としての責任がある。その意味から、会長エレクトとして間接的にクラブ運営を研修するに留らず、クラブ奉仕委員長などの要職を兼任することによって、クラブ運営の実際を経験することが好ましい。  
　クラブ奉仕委員長を兼任しなければ、必ずしも理事である必要はない。

**3. 副会長**  
　会長を補佐し、会長不在のときは会長の任務を代行すると定められており、ロータリーでは副会長を会長に次ぐNO2の職責とは考えていないのが特徴である。その観点からは、多くのクラブが採用している、副会長をクラブ奉仕委員長や会長エレクトと兼務させる習慣は適当とはいえない。副会長の責務を、会長不在のときの会長の代行という名誉職に近いもの止めるならば、その選任に当っては、高齢や業務などの関係で会長を勤めることが難しい会員を充てる方が、より公平な選任方法かも知れない。

**4.　幹事**  
　幹事は執行部門の代表者として、内閣総理大臣に例えられ、実務上の権限と責任を持つ。正副委員長や委員の選定（任命権は会長）等の人事、予算組み、会員の入退会、事務局等のクラブ管理に関する実務的事項は、すべて幹事を窓口として処理される。  
　ロータリークラブが社交クラブとして発足した歴史的背景から、クラブの取りまとめ役であり世話役でもある幹事の存在は大きく、留任はむしろ推奨されており、大阪クラブの露口四郎は13年間幹事を務めたという記録を持っている。シカゴクラブで40年間幹事を務めたチャールズ・シュミットに対して、プリベンセン会長が次の言葉を贈っている。「我々はマザークラブの賢人、新入会員の父なる告白者、桂冠詩人、プロの抒情詩人、数分間の記録者、決議の提案者、記録の保管者、金庫の見張り番、事務局の聡明なる王、委員会委員長の助産婦、気配りの玄人、会長の養育者としてシュミットの功績を認めるものです。」  
　近年、幹事の権限が徐々に縮小されて、その権限を会長に移す傾向が強くなり、1962年のＲＩ理事会決議によって、その任期も他の役職同様に一年間が原則となった。  
執行部門の代表権者であり、理事としてクラブ運営の責務がある。また、定款細則を始めあらゆる情報に精通した実務上のプロとして、理事会で執行部門の代表権者としての発言、助言、勧告等を積極的に行うべきであるが、理事会の議長を務めたり、委員会報告の代行を幹事が行うことは適切ではない。

ロータリーに関するあらゆる情報は幹事に集中するので、クラブ会報の編集も本来幹事の役割であるが、実際には副幹事が代行するか、クラブ会報委員会が担当する場合が多い。就任条件として、いずれかの委員会の委員長を経験した会員から任命する。

**①具体的職務内容**

**1月～6月（就任前）**

• 地区研修・協議会に出席する。

• 次期クラブ理事会と、要請に応じて現クラブ理事会の会合に出席する。

• 地区研修・協議会後に会長エレクトが開くクラブ協議会に出席し、次年度の計画について話し合う。

• 会費明細書（毎月、四半期ごと、半期ごと）を全会員に送るためのスケジュールと、受け取った会費の記録方法を決める。

• Rotary.orgでアカウントを作成する（作成方法は補遺1をご覧ください）。

• 本手引き、標準ロータリークラブ定款、推奨ロータリークラブ細則、クラブの定款・細則に目を通し、内容を理解しておく。

• 地区研修・協議会に先立ち、補遺2を用いて幹事の役割をあらためて確認する。

• 会長エレクトと以下を行う：

––クラブの目標を検討する。

––クラブの活動予定を立てる。

––管理運営の役割分担を決める。

• 前任の幹事と以下を行う：

––クラブの諸手続きを確認する。

––クラブ請求書を確認する。

––クラブの記録、所有物、関連資料、最新の手続要覧の閲覧方法を確認する。

• クラブ請求書を速やかに会計に渡す（期日までに支払いを行うため）

• Rotary.orgのMy ROTARYで、クラブ情報や会員情報を随時更新し、会員情報を管理し（追

加、編集、削除）、各種レポートを見る。

• 新会員の情報をMy ROTARYで追加する。

**12月**

• 役員を選ぶための年次会合をサポートする。

• My ROTARYで会員リストが最新のものとなっていることを確認する（1月に正確なクラブ請求書を受け取るため）。

**1月**

• 会長と理事会メンバーとともにクラブの活動予定を確認し、中間報告書を作成する。

• Rotary.orgで2月1日までに次期役員を報告する。あるいは、次期役員の氏名と連絡先をEメール（data@rotary.org）で提出する。

• 会計と連絡をとり、クラブ請求書の支払いが行われるよう確認する。

**2月**

• クラブがガバナーノミニー候補者を推薦する場合は、クラブが採択した決議をガバナーノミニー書式と併せて地区指名委員会に提出する。

**4月**

• 次期幹事への引き継ぎを少しずつ開始する。

• ロータリー国際大会への代議員の信任状を準備する（RI細則第15.050節と補遺3を参照）。

**6月**

• My ROTARYで会員リストが最新のものとなっていることを確認する（7月に正確なクラブ請求書を受け取るため）。

• クラブの年次報告書を準備する。

• クラブのデータ、資料、保管資料を次期幹事に渡す。

会長と協力する

幹事は会長と頻繁に連絡を取り、特に例会では密な協力が必要となります。就任年度が始

まる前に、互いの役割を確認しあい、協力方法を話し合ってください。例えば、例会では会長が司会進行を行い、幹事が事前の企画と段取りの確認を行うことができます。または、

会長や幹事が担う役割の一部を、ほかの会員に委任することも可能です。

また、会長と幹事は、年度開始前に前任の会長・幹事と話し合い、クラブの現状や奉仕活

動などについて確認する必要があります。必要であれば、運営手続きを確認し、年度間の

引き継ぎを円滑に行うために、前年度のクラブ理事会に出席することもできます。

**委員会と協力する**

幹事は、クラブ管理運営委員会の委員となり、その責務には以下が含まれます。

• 例会と特別プログラムを企画する

• 会員が交流し、ネットワークを築くための機会を設ける

• クラブ会報を発行し、ウェブサイトを更新する

また、年度の早いうちに会員増強委員会と話し合い、委員会の取り組みと、幹事としてサポートする内容を確認しておくとよいでしょう。会員選挙の方法については、推奨ロータリークラブ細則の第10条をご参照ください。

**会合**

**理事会**

幹事は、会長、会長エレクト（後継者の選挙が行われていない場合は会長ノミニー）、会

計、直前会長、クラブ細則で定めるそのほかの理事とともに、理事会のメンバーとなりま

す。また、副会長と会場監督も理事会メンバーとなることができます。

理事会では、会長が会合を進行し、幹事は通常、以下の役割を担います。

• 会長と協力して議題を作成する

• 理事会メンバーに会合の通知を送り、出欠を確認する

• 議事録とクラブへの報告書を作成する

• 必要に応じて参考資料を提供する

• 適切であれば、ガバナー補佐を招く

任期の開始前に、次年度の準備のために会長エレクトが次年度の理事会を招集する場合があります。

**例会**

幹事は、会長とクラブ管理運営委員会による例会の議題作成を手伝うほか、例会に関して以下のことを担当します。

• お知らせ事項を準備する

• 例会プログラムを企画する

• 卓話ゲストを手配する

以下の各事項については、クラブ管理運営委員会に援助してもらいましょう。

• 名札の配布と回収

• 出欠確認

• 食事代の支払い

• 卓話ゲストの手配（交通、費用、連絡）

• 来訪ロータリアンへの出席証明書類の提供

例会方法を見直し、月に一度、参加型の奉仕活動を実施したり、楽しい雰囲気でのアフターファイブの集まりを取り入れたりするのも一案です。

**クラブ協議会**

大半のクラブは年に4～6回、クラブ協議会を開いており、中には毎月開いているクラブもあります。協議会には全会員が出席することが大切です。幹事の役割は、会長と相談して協議会の予定を立て、会長および管理運営委員会と協力して運営に携わるほか、議事録を取ったり、協議会中に会長を援助することです。

協議会は、以下を行うのに絶好の機会となります。

• 奉仕活動のアイデアを話し合い、進行中の活動の進捗を報告する

• クラブの強みや改善点について自由に話し合う

• 目標と行動計画について意見を出し合い、コンセンサスを得る

• 委員会活動の現状報告をする

• ロータリーや財団のプログラムへの参加を奨励する

• クラブの記念日や会員の達成事項を祝う

**ガバナーの公式訪問**

ガバナーは、すべての地区内クラブを訪問します。訪問日程は、年度開始前にガバナーエレクトあるいはガバナー補佐から伝えられるため、訪問に向けて何を準備すべきかを会長と話し合ってください。通常、各委員会の計画や、クラブの活動や成功例に関する報告書を準備します。また、クラブの目標に向けた進捗を確認しておきましょう。ガバナーがどのような情報を求めているか、ガバナー補佐に確認してみるとよいでしょう。

地区大会に関する幹事の役割は、補遺4をご参照ください。

**コミュニケーションをとる**

通常、クラブへの問い合わせに対応するのは幹事ですが、クラブによって違う人が担当す

る場合もあります。会長と話し合って、対応方法を決めておきましょう。

**会報**

例会の予定や、奉仕活動での会員の貢献、またプロジェクトや活動の詳細を会員にえる効

果的な方法となるのが会報です。

会報の作成は主にクラブ管理運営委員会が担当します。この委員会の委員である幹事は、

委員会報告や理事会決定、ガバナー月信、『ロータリーの友』誌や「ロータリーリーダー」.

ニュースレターからの抜粋記事など、会報に掲載する情報を集めます。

**ウェブサイトとソーシャルメディア**

ロータリアン、入会候補者、地域住民やメディアにクラブの情報を伝えるには、クラブウェブサイトとソーシャルメディアが効果的です。クラブ管理運営委員会とともに、定期的にウェブサイトの情報を更新し、ネット上で寄せられた入会希望者やボランティア希望者からの質問に対応しましょう。

ロータリーのブランドリソースセンターから、ニュースレターのテンプレート、発表用プ

レゼンテーション、新しいロゴといった資料をダウンロードできます。これらの資料は、

クラブのニーズや文化に応じてカスタマイズできます。ウェブサイトのデザインについて

は、クラブウェブサイトのクイックスタートガイドをご参照ください。

**ガバナーとロータリー事務局への連絡**

クラブで特別な行事や活動を行う（行った）場合は、ガバナーやロータリー職員にもぜひお知らせください。また、ロータリーショーケースに活動の概要と写真を掲載することもできます。

ロータリー事務局では、クラブによる効果的な活動の情報提供を常にお受けしています。

**役員を選ぶ**

各クラブ役員の手引きの冒頭に、責務をまとめた資料が収められています。次期役員の候

補者に、この部分をコピーして配布しましょう。また、役員に求められる資質を、ウェブサイトや会報に掲載してもよいでしょう。役員選挙のための会合は、毎年12月31日までに行う必要があります。

役員選挙に関する詳細は、クラブの細則、または推奨ロータリークラブ細則をご参照くだ

さい。

**年次報告書をつくる**

年度末になったら年次報告書を準備し、最終例会で発表しましょう。会長も報告書を準備

する必要があるため、内容が重複しないよう確認する必要があります。幹事による報告書

には、年度中の主な出来事を記載し、理事会の決定事項、細則への変更、会員数の増減と

いった情報のほか、会長の報告書に含まれていない活動情報を含めるとよいでしょう。

**会員データを更新する**

幹事の最も重要な責務は、クラブの会員情報を更新することです。変更があった場合は、

速やかにMy ROTARYで情報を更新してください。会員情報を常に更新しておけば、正確

なクラブ請求書を受け取ることができます。また、新会員の情報を追加する際は、『The

Rotarian』誌の購読設定もできます（二人以上のロータリアンが同じ住所を使用している

場合は、『The Rotarian』誌を合同で購読できます）。

**会員の削除**

支払期日から30日以内に会費を支払わなかった会員には、幹事が連絡を取って支払いを

要請するとともに、支払期限と金額を書面で通知すべきです。この通知の発行日から10日

以内に会費が支払われなかった場合、理事会が同意すれば、この会員を終結とすることが

できます。ただし、この会員が復帰を請願し、クラブへの未納額を全額支払った場合、理事会はこの会員を復帰させることができます。

My ROTARYで会員を削除した場合、その変更は直ちに有効となります。誤って会員を削除してしまった場合は、Eメール（data@rotary.org）でご連絡ください。

**クラブ情報の変更**

クラブ情報（例会の曜日、時間、場所など）の変更は、My ROTARYまたはEメール（ data@

rotary.org）で、速やかにガバナーとロータリー事務局に連絡する必要があります。

**公式名簿の情報**

My ROTARYでは、次年度の公式名簿に掲載するクラブ情報と役員情報を入力し、名簿を

受け取る方法（CDまたはオンライン）を選択できます。また、役員情報はガバナーエレクトにも送りましょう。

My ROTARYで更新できない、あるいはEメールでの連絡が不可能な場合は、次の情報を

ロータリー事務局に書面で送ってください：クラブ名、地区番号、例会曜日と時間、例会場所、会長と幹事の氏名／住所／Eメールアドレス／電話番号。

**例会の出席記録をガバナーに報告する**

例会の出欠を記録し、毎月、ガバナーに報告してください。クラブ管理運営委員会に以下を援助してもらうこともできます。

• 例会の50％に出席（あるいはメークアップ）しなければならないことを会員に伝える

• 欠席した場合のメークアップ方法を会員に説明する（Eクラブでのメークアップや奉仕活

動への参加を含む）

• 出欠を記録する

出席率の算出、メークアップの記録、Eクラブの規定など、出席に関する方針は、標準ロー

タリークラブ定款の第9条をご参照ください。

**ほかのクラブとのコミュニケーション**

来訪会員がメークアップを行った場合、幹事は、その会員のクラブと連絡を取る必要があ

ります。また、クラブに会員が移籍してきたり、会員がほかの地域に引っ越したりする場合も、同様にほかのクラブと連絡を取りましょう。

来訪した会員には、メークアップの出席確認書類を提供するか、その会員のクラブの幹事

に連絡をしてください。

ほかのクラブから会員が移籍してきた場合は、以前のクラブと連絡を取り、その人が会員であったこと、およびそのクラブに対して会費の滞納がないことを確認してください。30日を過ぎても確認が送られてこなければ、その会員に滞納がないと考えて差し支えありません。移籍会員や元会員は、新たに入会金を払う必要はありません。

会員がほかの地域に引っ越す場合は、移転先のクラブへの入会を勧めましょう。移転先に

あるクラブの会長または幹事に会員を紹介するには、移転会員推薦フォームをご利用くだ

さい。

会員がメークアップの際に提示する会員証は、徽章入り商品の免許取得業者を通じて注文

できます（会員証は個人による使用以外の目的に用いることはできません）。

**クラブ請求書**

2015年1月から、人頭分担金の請求手続きが変更となりました。それまでの「半期報告書

（SAR）」に代わり、「クラブ請求書」と呼ばれる1ページの請求書が各クラブに年2回（7月と1月）、国際ロータリーから送られます。

請求額は、1月1日または7月1日までにRIに報告されている会員実数に基づいて算出されま

す。請求書送付後に請求額の変更はできないため、クラブが常に最新の会員情報を国際

ロータリーに知らせておくことが重要となります。会員情報は、My ROTARY、Eメール、フ

ァックスのいずれかで更新できます。

通常、支払いは会計が担当しますが、幹事または会長が担当しているクラブもありま

す。My ROTARYからのクレジットカード払いもできます。クラブ請求書と人頭分担金支払

いについては、「クラブを成功に導くリーダーシップ：会計編」をご参照ください。

請求書が1月末または7月末までに届かない場合、My ROTARYから印刷するか、Eメール

（data@rotary.org）でご連絡いただくか、日本事務局にお問い合わせください。

**会費、人頭分担金、その他の費用**

ロータリアンは、クラブ会費、地区賦課金（該当する場合）、RI人頭分担金を払う義務があります。これらの支払いを管理するのは、会計の役割です。

**クラブ会費**

クラブ会費の額と支払期日は、クラブが決めます。会費は、例会費用、食事代、卓話者への謝礼、備品などの費用に充てられます。

クラブ会費、地区賦課金、RI人頭分担金の請求書の会員への送付は、通常、幹事が担当

します。それ以外に支払うべき金額（別払いの食事代など）がある場合も、この請求書に含めることができます。会計と協力して領収書を発行するとよいでしょう。

支払期日から30日以内に会費を支払わなかった会員がいる場合、会計が幹事に連絡し、

その会員に未納金額と最終支払期日（催告の日付から10日後）を記載した催告通知を送

付します。最終支払期日までに会費が支払われなかった場合、理事会が同意すれば、この

会員を終結とすることができます。ただし、この会員が復帰を請願し、クラブへの未納額を全額支払った場合、理事会はこの会員を復帰させることができます。

**RI人頭分担金**

全会員は、国際ロータリーに人頭分担金を支払う義務があります。人頭分担金はロータリ

ーの一般運営費となり、国際ロータリーの支援業務やリソース（各言語の資料と出版物、クラブ・地区・プロジェクトの支援、研修、指針の提供、次期クラブ役員のための資料、ロータリーウェブサイトなど）にかかる費用を支えています。人頭分担金の詳細は「国際ロータリー細則」をご参照ください。

2016-17年度の人頭分担金は、会員一人につき、半年ごとに28米ドルとなります。

**その他の費用**

上記以外に、『The Rotarian』誌購読料（購読者がいる場合）、規定審議会費用、その他

の費用を国際ロータリーに支払う必要があります。ただし、地域雑誌（『ロータリーの友』）

の購読料は編集社が別個に徴収します。

（会費改正などのために）クラブ細則を変更する際に、それを政府に報告することを

義務付けている国もあります。

**クラブの終結と復帰**

クラブ請求書の支払いが遅れた場合、そのクラブは終結され、ロータリーと地区からの支

援が受けられなくなります。また、会員がロータリー財団の資金を不正に使用した場合に

も、そのクラブの加盟は一時停止または終結となる可能性があります。加盟の終結および

復帰に関する方針は以下の通りです。

• 終結：1月と7月の請求書の発行日から4カ月後に国際ロータリーへの人頭分担金やその

ほかの会費が未納となっているクラブは、加盟終結となります。終結から150日以内に

未納金全額を納入しなかったクラブは、当初の加盟身分を失い、復帰する資格がなくな

ります。

• 復帰：加盟終結となったクラブが復帰するには、終結から150日以内に、国際ロータリーへの未納金全額と会員一人につき30ドルの加盟復帰料を納入する必要があります。復帰の際には、正確な会員データの記録として、その時点での会員リストを提出する必要があります。

**ロータリー財団への寄付**

Rotary.orgを通さずに行われるロータリー財団への寄付は、会計が手続きをし、記録をとっておきます。会計はまた、会員がロータリー財団に寄せた寄付に関するレポートを閲覧できます（事前に幹事または会長がRotary.orgでクラブ会計の任命を報告する必要があります）。寄付の送り先については、「クラブを成功に導くリーダーシップ：会計編」をご参照ください。

**財務状況の確認**

幹事やそのほかの役員は、寄付および認証に関するレポートをRotary.orgから閲覧できます。年度の初めに、会計に前年度のクラブ財務報告書を渡し、会計が未徴収の会費やロータリーへの未納金がないかどうかを確認します。会計との協力の下、詳細な財務報告を作成し、新年度最初の理事会会合に提出してください。

理事会にクラブの財務状況が報告された時は、その会合の議事録に記録された数字が、クラブ予算を正確に反映していることを確認してください。

**記録の管理**

幹事は、クラブの全記録を管理します。年度の始めに、クラブの記録文書、事務用品や備

品などを前任者から受け取ってください。

**クラブ定款と細則**

クラブの方針と手続きは、クラブ定款と細則に示されています。クラブの定款をよく読み、

「標準ロータリークラブ定款」と一致しているかどうかを確認してください。これを規定審議会の終了後に行うことは、特に重要です。クラブ細則についても、「推奨ロータリークラブ細則」に照らし、同様の確認を行ってください。

**クラブ保管文書と文庫**

クラブの保管文書には、クラブやロータリーに関する以下の資料が含まれます。

• 国際ロータリーへの加盟申請書や創立会員名簿

• クラブの名称や所在地の変更に関する書類

• クラブ定款と細則（改正事項を含む）

• 会合の案内と議事録

• クラブやクラブプロジェクト／活動に関する新聞・雑誌記事の切り抜き、写真、スライド、ビデオ

任期中、クラブの活動内容を文書化し、年度末には会長や管理運営委員会と協力して、ク

ラブの文庫を更新しましょう（年度中の活動概要、役員や特別行事の写真、新会員の氏

名、特記すべき達成事項など）。

**ロータリー章典：**

**10.050. Duties of Club Secretary クラブ幹事の任務**

The club secretary is responsible for timely membership reporting to Rotary International in

addition to any other duties included in the club constitution and bylaws. The club secretary

must report the incoming club officers for the next Rotary year to Rotary International no later

than 1 February. *(January 2014 Mtg., Bd. Dec. 96)*

クラブ定款および細則に定められる他の義務に加え、クラブ事務局長は、適時に会員身分につき国際ロータリーに報告する責務を負う。クラブ事務局長は、次のロータリー年度に就任予定のクラブ役員につき、2 月1日までに国際ロータリーに報告するものとする。

**（2014 年1 月理事会会合、決定96 号）**

**5. 理事**

　クラブの理事と役員の選出手続は、各クラブの細則に説明されている。クラブは、より多くの会員に指導力養成の機会を提供し、かつ、さまざまなアイデアを取り入れるために、毎年役員を交代すべきである。このベストプラクティスは、会長と幹事の職はもとより、理事会メンバーや委員長の職にも適用すべきである。

場合によっては、2年目に同じ役員を選ぶことがクラブにとって最善なこともある。しか

し、避けられる場合には、役員が2年続けて同じ役職に就くべきではない（ロータリー章典

10.010.）。

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事で構成される。また上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている（ただし、副会長については、手続要覧第1部第1章にある通り、選出された場合のみ理事会のメンバーとなる）。クラブ理事会はこのほかに、理事、会計、会長ノミニー、会場監督、その他の会員を含めることができる。衛星クラブも、この条項の下に、衛星クラブの役員を列記しなければならない。

各委員会が行った協議事項や決定事項について、理事会に報告し承認を求める権限と責任を持っている。

クラブの管理運営に関するすべての決定は理事会の決定が優先します。これをクラブ理事会の先議権と呼んでいます。いくら素晴らしい委員会活動であっても、理事会がそれを承認しなければ実施することはできませんし、クラブの代表権者である会長や幹事が、たとえ、「今年度は5名の会員増強をします」とガバナーと約束したとしても、国際奉仕委員長が「○○クラブと姉妹提携します」と相手方と約束しても、理事会がそれを否決すればその約束は反故になります。

すべての事項は、総会ではなくて理事会によって決定するのがロータリーの特徴であり、総会は会長エレクトの選挙のためだけに開催され、クラブの管理運営や事業を決定するために総会を開催するという規約そのものが、ロータリーにはありません。

クラブの管理主体は理事会であり、審議機関に属し、事実上の最高決議機関でもある。

　理事会はクラブ内において、最高の自主管理権を持っている。総会を最高の議決機関とする一般の常識はロータリーには適用されておらず、理事会がすべての議案に関する先議権を持ち、クラブ事項に関する理事会の決定は最終決定となる。クラブの代表権者は会長と幹事であるが、この代表権といえども理事会の決定が優先し、仮に会長、幹事が他クラブやＲＩと約束ごとをしたとしても、理事会がこれを拒否すれば無効となる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事会の決定をくつがえすためには、定足数を満たした例会で三分の二以上の賛成を得なければならず、万一これが可決された場合には、理事会の不信任にさえつながり兼ねない重大事といえる。

理事会が大きな権限を持つことは、同時に大きな責任を持つことを意味する。議事の提案に当たっては事前に充分会員の意見を聞く配慮が必要であり、決定に当たっても理事全員のコンセンサスを得るべきであるという理由から、理事会の決定については、過半数主義を採らず、全員一致主義を採用しているクラブも多い。会員の

入会や会員身分の終結も、理事会の決定によって確定するので、慎重かつ適正な決定が

要である。

　ところで、ロータリーの規約によって定められた会合は、年次総会、例会および理事会であり、しばしば用いられる臨時総会という言葉は存在しません。

年次総会で採決する議題は、役員選挙のみです。  
それ以外の事項(予算・決算等)は理事会の選任事項であり、総会で承認を得る必要はありません。ただし、定款・細則の改正、会員身分に関する聴聞は、総会ではなく、定足数を満たした例会で審議されます。  
　また、例会の定足数は会員総数の３分の１、理事会の定足数は理事会メンバーの過半数であり、それに満たなかった場合、これらの会合は成立しません。

**6. 直前会長・元会長**  
　標準ロータリークラブ定款第10条第4節の定めにより、直前会長は理事となる。また、クラブ細則に特別な規定を設けて、元会長を理事に定めているクラブもある。クラブ運営の継続性を保つために、過去のクラブ運営に関する経緯等を報告し、助言を与えることを目的としたものであるが、前年度理事会からの申し送り事項は、あくまで当該年度理事会に対する要望であって何の拘束力も持たない。決して、当該年度理事会の自治権を侵すことのないように、留意することが必要である。

**7. 　会計**  
　理事会の意向を受けて幹事と共に予算・決算の実務を行う。決算処理と会計書類の作製は会計の業務となるが、予算の大枠を組む作業は幹事の責任となる。予算および決算は理事会で承認をうけた後、例会で報告するが、これは報告のみであって、会員の承認を得なければならないという規定はない。  
　細則の定めにより理事とすることができる。理事会で財務上の諸問題について積極的に発言、助言、勧告する義務がある。

①具体的職務内容  
　◎予算書および決算書の作成  
　◎すべての資金、会計帳簿、クラブ財産の管理保管する。  
　◎すべての勘定書、伝票、小切手等の会計諸帳票を管理保管。  
　◎出金伝票は担当委員会の委員長、幹事、会計がチェックして署名する。  
　◎現金、銀行振替による出入金は会計の指示により事務局員が執行し、小切手に よる支払は会計が直接押印する。  
②会計基準  
　◎日本のロータリークラブの会費は、外国の会費に較べて桁外れに高い。その理由は、諸物価が高いことに加えて、食費や個別負担金を会費に含めていることにもある。個人や企業会計で食費や個人的費用が必要経費として認められないように、ロータリーの会計も、需要費（一般管理費）と委員会費用を会費とし、食費、ＲＩや地区の人頭分担金、ロータリーの友、名簿代、ロータリー財団寄付、米山奨学会寄付など個人で支払う性質の費用は、個人のポケット・マネーから別途支払う習慣をつけるべきであろう。  
　◎会計は本会計、個別負担金会計、ニコニコ箱会計、特別会計に分ける。  
　◎本会計の収入は会費であり、支出は需要費（一般管理費）と会員が受益者となる委員　  
　　会費用である。  
　◎個別負担金会計は、食費、ＲＩ・地区の人頭分担金、ガバナー月信、ロータリーの友、  
　　名簿、リクリエーション費用、各種寄付金である。  
　◎ニコニコ箱会計は、会員が受益者とならない社会奉仕、国際奉仕委員会およびその特  
　　定分野委員会費用であり主として団体奉仕活動の資金として支出し、前年度のニコニ  
　　コ箱収入総額を支出の限度額として予算化する。  
　◎特別会計は、周年記念事業や姉妹提携などの特別事業費であり、その事業が終了する  
　　まで、積立金や事業費の余剰金を繰越すことができる。  
　◎予算額を大幅に超過した費目が出た場合は、速やかに補正予算を組む。  
　◎特別会計を除いて、すべて単年度会計とし、繰越金以外の費目の次年度繰越は行わな  
　　い。  
　◎誕生内祝い金はニコニコ箱収入になるが、誕生祝の記念品購入費は委員会費用として、  
　　本会計から支出される。一見矛盾しているように見えるが、あくまでも、会員が受益  
　　者になる費用は本会計や個別負担金会計から支出する原則を崩してはならない。  
　◎期の途中から入会した場合は、入会月からの月割りで会費、個別負担金を徴収し、期  
　　の途中で退会した場合は、既に支出済みの費目を除いた、翌月からの個別負担金のみ  
　　を返却する。

**会費 ：**

いわゆる会費は次の4種類に分類されます。 RIや地区へ支払う分担金 RIへの人頭分担金はRI定款・細則によって定められており、クラブで年度始めの会員数に従って一括して支払う義務があります。 地区への分担金は、地区資金および地区活動資金の名目で、地区内のクラブに諮って定められます。いかなる理由があってもこれを免除することはできません。 それ以外に会員の義務として支払わなければならないものに雑誌購読料があります。 クラブ管理運営のための資金(純粋な意味での会費) クラブ事務局を維持したり、会報を出したり、クラブを維持管理する活動、すなわちクラブ奉仕関連の委員会活動をおこなうための、いわゆる純粋な会費の部分です。 ただし、クラブは年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除できる。さらに、クラブがこの年齢層の新会員のために地区会費を負担したり、地区研修・協議会あるいは地区大会での決定により、地区がこの年齢層の新会員の地区会費を減額できる（ロータリー章典5.040.2.）

ニコニコ箱資金 ニコニコ箱は任意の寄付であり、当然のことながら金額や頻度に関する制限は一切ありません。個人によってその金額に差がありますから、これを、いわゆる一般会費に流用すると、会費負担の平等性が崩れることになります。任意の寄付によって成り立っている対外奉仕部門にしか使うことができない理由はここにあります。

ニコニコ箱制度のない外国では、ロータリークラブが奉仕活動をするときには、個々の国際奉仕活動や社会奉仕活動について、それぞれ目的別の募金活動を行い、その集まった資金の範囲内で奉仕活動が行われています。食費 食費を会費に含めて徴収しているのは日本だけの特徴です。外国のクラブではその都度食費を別に支払ったり、めいめいが好きな食事のクーポンを買ったりします。 食費は日本と比べると桁違いに安く、アメリカの場合は、大都市のクラブで15$くらい、地方では5-10$といったところです。

**8. 会場監督　ＳＡＡ ( Sergeant at Arms )**

Sergeant at Arms は直訳すれば武装した下士官ですが、本来は、イギリスの王室や領主が行う各種の儀式の秩序を守るために設けられた役職で、こういった会合を妨害したり、秩序を乱すのを防ぐために、厳重に武装をした騎士を配置して、これらの会合の監督させたことから、この名前がつきました。その後は中世ヨーロッパの宮廷で、外国の賓客を招いたレセプションが開かれる場合、その会場をとりしきる役職となりましたが、その制度がアメリカの議会に導入され、それがロータリーにも及んだものと考えられます。

その会場をとりしきる役職を模したものであり、例会場の秩序を保つためのあらゆる権限を持つ、重要な役職です。

ロータリーでSAAが正式な役職として定められたのは1906年で、ポール・ハリス、マックス・ウオルフ、チャールス・ニュートンがシカゴクラブの最初のSAAに就任しました。

　ロータリーのあらゆる会合では、SAAは最高の権限を持つ執行機関の役職であり、細則に従い、SAAを役員とすることが出来、すべての会員はSAAの指示に従わなければなりません。

ゾーンやRIレベルの会合では、SAAは熟練したパストガバナーが務めるのが普通です。規定審議会や国際協議会のように義務出席が科せられた参加者が大勢いるような会合では、単に会場の秩序を守るだけではなく、遅刻したり欠席したりする参加者への対応もSAAの仕事の一部となります。正しく鬼軍曹のような形相で、もたもたしている参加者を会場に追いたてますが、誰一人としてこれに逆らう人はなく、全員が諾としてこれに従う様は見事としか言いようがありません。また、国際大会のような大規模な会合では、本会議場や各種の催し物会場の設営・監督から、会場案内、観光案内に至るまで、膨大な量の仕事がSAAに集中します。従って、十数名のベテラン・パストガバナーで構成されたシニアSAAの元に、2-300名のロータリアンのSAA、さらに500-1000名規模の一般SAAという規模で大会運営に当たります。

クラブレベルにおいては、SAAは、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることもできます。審議機関に属さないので、SAA委員会と言う呼称をつけるのは間違いです。最近の傾向として、SAAの任務がニコニコ箱の集金係に化しているクラブが多いようですが、主たる職務は、あくまでも、会場監督であることを忘れてはなりません。

例会場の管理権者であることから、強いリーダーシップが要求されるので、会長経験者およびロータリアンとして経験が深い会員より任命することが望ましく、更にその役職の重要性を考えると、副SAAを含めて全会員の10％以上の数が望ましいとされています。

具体的職務内容

◎例会の司会進行

◎例会場への入場、退場許可。例会場の開門、閉門。

◎早退、遅刻の承認や拒否。

◎私語に対する警告。

◎卓話の時間励行。

◎その他、例会場の秩序を乱す行為に対する警告と退場命令。

◎例会場の設営・・・テーブルの配置、座席の指定（親睦活動委員会と共に）

◎食事の献立、業者の選定等食事の手配

◎ニコニコ箱の管理とその募金状況の報告

以上のように、SAAはロータリーのあらゆる会合において、最高の権限を持っている役員であり、開門、閉門、私語の取り締まり、会場の秩序の維持、タイム・コントロールなどが主な役割です。

会合の司会を任されることもありますが、会長もまた、あらゆる会合の議長を務めると定められている関係で、会合の司会を務めることもあるので、この役割分担は臨機応変にする必要があります。

ニコニコ箱は日本特有の制度であり、外国にはこり風習はありません。従ってSAAがニコニコ箱の管理をするのは日本特有の習慣であって、SAAの本来の職務ではありません。

米山梅吉翁のガバナー月信には、SAAの役割について次のように記載されています。

「終りに、サージャント・アット・アームスに就て一言。此役目中々御苦勞に有之、會則にも其職責一定せず、會長または理事會の定むる所に從ふ次第に候が、東京クラブにては戯れに警視總監など呼び候こともあり、御目付とも可申、世話人とも可申、或は又大きく言へば議會の院内総務にも當り、集會中は司會者に次ぎ會の規律を保つためには重大なる権能を附興され居るもの、其中特に希望され候は欠席者遅刻者等に注意してセクレタリーの仕事も助くると共に、何處にもある、會員中別懇の連中にて或るテーブルを占領するごとき弊を矯め、或テーブルに常連の一村が出來る様なことのなきよう致すことに候。

因に、華府のハリス氏、米國第一の寫眞業者として有名と聞及び候が、毎年大會毎に必ず出席してサージャント・アット・アームスとなり、大會後の國際役員會議に於ても一週間ブッ通しにて議場を整理し、議案の配布其他些細のことまで世話を焼き又八釜しく小言も申し、何れも謹んで其言に從へるには敬服に候。」

**9. 副幹事**  
　幹事を補佐し、幹事不在のときは幹事の任務を代行し、諸会合における議事録作成について幹事の役割を分担する。次年度幹事に就任することや、クラブ会報編集者を兼任とすることを原則としているクラブも多いが、副幹事2名制を採用して、その内の1名を次期幹事候補者、他の1名をクラブ会報編集者とする方法もある。  
　幹事の任務を代行する場合は、理事会に出席して発言する権利を有するし、クラブ会報編集者を兼任する場合は、オブザーバーとして理事会に出席することができる。

**10. 副会計**  
　会計を補佐し、会計不在のときはその任務を代行する。会計の任務を代行する場合は、理事会に出席して発言する権利を有する。

**11.　副会場監督　副ＳＡＡ**  
　SAAを補佐する役職であるが、SAAの任務は極めて重要であり、多岐にわたっており、副ＳＡＡとの共同作業によって遂行しなければ不可能とも言える。副SAAを含めたSAAの数は、会員数の10％以上は必要であり、その中には会長経験者が 3名以上含まれる方が望ましいと言われている。

**12. 会計監査人**  
　毎年度末、すべての資金、会計帳簿およびクラブ財産を監査し、その結果を例会において報告する。会計および経理資格所有者、またはそれに準じる者二名を選任する。

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**CLP　クラブリーダーシッププラン**

**１．CLPとは**

* 手続の標準化と諸活動の方向付けを行うための管理的枠組み
* 効果的なクラブとなる最善の実践方法

２６５０地区では、２００６～０７年度から８２RCが実施

**２．ＣＬＰの基本的考えかた**

* 継続した計画の立案（長期計画）
* 奉仕活動への全員参加（動機付けのために親睦活動を活用）
* 意思決定の際のコンセンサス
* 連続性の促進（３年）
* 将来のリーダーの育成（R教育）
* 運営の機能化・簡素化

**３．ＣＬＰを実施するにあったての手順**

**①　クラブの5年後の姿を思い描く**

クラブの5年後のビジョンを話し合い、その実現に向けた実行項目を具体的に挙げていきましょう。会員増強、奉仕プロジェクト、公共イメージの向上、リーダーの育成、ロータリー財団への参加などの要素を盛り込んだ長期目標を決め、クラブの戦略計画を立てていますか？必要に応じて計画に修正を加えながら、長期目標の達成に向けてクラブ全体で取り組むことが大切です。

アイデア：クラブでやってみよう

* 1カ月間、例会をクラブの戦略計画づくりにあてる（「戦略計画立案ガイド」を

活用する）。

* 1回の例会を違う場所で開いてみる。気分を変えることで新しいアイデアが生まれたり、リラックスした雰囲気の中で気兼ねのない話し合いができるかもしれません。
* 全会員の積極的な参加を目指す5カ年計画を立てる。

**②　年度目標を立て、ロータリークラブ・セントラルに入力する**

長期目標を立てたら、その達成に向けた現実的で測定可能な年度目標を立てましょう。年度目標をロータリークラブ・セントラルに入力し、その進捗状況を記録すれば、クラブ会員全員がいつでも目標の達成度を確認できます。情報を定期的に更新し、常に最新情報が表示されるようにしましょう。

アイデア：クラブでやってみよう

* クラブが得意としている活動や分野を見つけ、その長所をさらに伸ばす。
* 地域社会のニーズに取り組むような年度目標を、各委員会に提案してもらう。
* 月1回の例会で目標に向けた進捗報告を行い、会員全員に進展を伝える。

3

**③　クラブ協議会を通じて全会員の積極的な参加を促し、情報を伝える**

クラブへの参加を実感してもらえるのが、クラブ協議会です。クラブの目標や活動について全会員が意見やアイデアを交換する場があれば、全員の知識や経験を最大限に生かして地元のニーズに取り組むことができるでしょう。クラブ協議会は、会員の活動意欲を高め、奉仕への熱意をクラブ全体で高めることのできる機会です。

アイデア：クラブでやってみよう

* 近隣クラブの会長同士が例会に出席し合う「会長交換」を行う。交換の後にクラブ協議会を開き、その経験について会員に話す。
* 協議会で、新会員にクラブ入会後の第一印象を話してもらったり、会員に新しいアイデアを出してもらう。
* 月に1度、例会の最後に10分間のオープンフォーラムを開き、新しいアイデアや話し合いたいトピックを会員から出してもらう。

**④　クラブ協議会を通じて全会員の積極的な参加を促し、情報を伝える**

クラブへの参加を実感してもらえるのが、クラブ協議会です。クラブの目標や活動について全会員が意見やアイデアを交換する場があれば、全員の知識や経験を最大限に生かして地元のニーズに取り組むことができるでしょう。クラブ協議会は、会員の活動意欲を高め、奉仕への熱意をクラブ全体で高めることのできる機会です。

アイデア：クラブでやってみよう

* 近隣クラブの会長同士が例会に出席し合う「会長交換」を行う。交換の後にクラブ協議会を開き、その経験について会員に話す。
* 協議会で、新会員にクラブ入会後の第一印象を話してもらったり、会員に新しいアイデアを出してもらう。
* 月に1度、例会の最後に10分間のオープンフォーラムを開き、新しいアイデアや話し合いたいトピックを会員から出してもらう。

**⑤　クラブ内でオープンなコミュニケーションを図る**

クラブのコミュニケーションは双方向とすることが大切です。コミュニケーションの透明性を保ち、クラブリーダーに誰でも気軽にコミュニケーションをとれるようなオープンな環境をつくりましょう。例会、クラブのウェブサイト、ソーシャルメディアなど、さまざまな方法を用いたコミュニケーションプランを立ててください。

アイデア：クラブでやってみよう

* クラブのウェブサイトとソーシャルメディアを頻繁に更新する。一般公開されている情報とは別に、会員専用の情報が共有できる場を設ける。
* インターネットに詳しい会員から、ウェブサイトやソーシャルメディアの使い方を教えてもらう。
* 情報を全会員と共有し、共有方法が適切かどうかを時々確認する。

**⑥　後継者を育て、スムーズな引き継ぎを図る**

毎年リーダーが交代するロータリーでは、多くの会員がリーダーの役割に就くチャンスがあります。できるだけ早い時期からリーダーの役割を理解し、準備をしておくことが重要です。リーダーシップの継続性を保つ方法には、任期を多年度にする、元委員長と次期委員長が委員会に出席する、現会長が会長エレクト、会長ノミニー、直前会長と密に協力する、などが考えられます。未来に目を向け、今後リーダーの役割を担うことのできる人材を育てましょう。

アイデア：クラブでやってみよう

* 委員長などのリーダーが各自で後任者を選ぶ。各役割をこなすのに必要な適性やスキルは本人が一番よく心得ているため、適任者を最もよく判断できる。
* 各会員の才能や関心は何かを知り、その人が楽しみ、力を最大限に発揮できるような役割を割り当てる。
* 役員就任の少なくとも1カ月前までに役員の「OJT（オンザジョブトレーニング）」を行う。

My ROTARYから

**⑦　クラブの運営方法を反映させて、細則を独自に修正する**

クラブの発展に伴い、細則も変化すべきです。クラブの運営や手続きをまとめた細則を作成するための出発点となるのが、「推奨ロータリークラブ細則」です。

推奨細則をテンプレートとして活用し、クラブが最近取り入れた運営方法や手続きを盛り込んだ細則を作りましょう。

アイデア：クラブでやってみよう

* 土台として使っている「推奨ロータリークラブ細則」が最新版であることを確認する。
* 細則の内容について会員が意見やフィードバックを提供できるよう、細則をクラブのウェブサイトに掲載したり、クラブ協議会で配る。
* 年に1度、クラブ全体で細則を見直し、新会員にも細則を渡す。
* 新しい方法や手続きをクラブが取り入れる場合、細則を改正する前に、「試験期間」を設ける。

**⑧　会員同士の交流を深める**

会員が交わり、共通の趣味や関心を見つけられるよう、親睦の機会を設けましょう。ロータリーを楽しんでいる会員は、クラブに積極的に参加するものです。クラブ行事に家族を招待すれば、若い会員でも出席しやすくなるでしょう。

特に、新会員の入会といった機会は親睦行事を行うのに最適です。

アイデア：クラブでやってみよう

* 例会ごとに違う会員と同席し、互いを知り合う。
* 遠くに住む会員や子どものいる会員のニーズに応えるため、衛星クラブの設立
* を検討する。
* 例会、奉仕プロジェクト、行事に友人や家族を招き、ボランティア活動の素晴らしさを体験してもらう。
* 会員が参加したいと思う親睦行事はどのようなものか、どの曜日や時間が都合がよいかを調べるために、アンケート調査を行う。

**⑨　会員が心から関心をもてる活動に参加できるようにする**

ロータリークラブ入会の理由として多いのが、「地域社会への参加」と「新しい人との出会い」です。これらは、クラブにとどまり続ける理由のトップ2でもあります。積極的な参加を通じて会員に熱意と責任感が生まれ、ロータリーへのかかわりもさらに深まっていくでしょう。クラブの奉仕活動やそのほかの取り組みにボランティアとして積極的に参加するよう呼びかけましょう。

アイデア：クラブでやってみよう

* 各会員がクラブに入会した理由を調べ、その理由と関連する役割に抜擢したり、関連する奉仕プロジェクトや行事に協力してもらう。
* 会員の関心を調べるアンケートを実施し、その結果を基にプロジェクトや活動を計画したり、例会プログラムを企画する。
* 全会員に改めて自己紹介をしてもらい、経歴、特技、趣味、関心など、クラブにどのような人材がそろっているかを皆で確認する。
* クラブの活動を通じて会員が学び、貴重な経験を積む方法を考える。ロータリーでの新しい経験が仕事に役立ったり、人間的成長の機会となることもある。

**⑩　ロータリーのリーダーとなる人材を育てる**

ロータリークラブは職業人とリーダーの集まりです。新会員のオリエンテーションや全会員を対象としたリーダーシップ研修など、包括的な研修プランを立てることで、明日のロータリーのリーダーとなる人材を育てることができるでしょう。現クラブリーダーは、地区研修に出席し、そこで学んだことをクラブで実践します。

アイデア：クラブでやってみよう

• クラブの研修リーダーまたは研修委員会を任命し、研修プランの立案と実施を担当してもらう。

• 若手会員や入会からまだ日の浅い会員をリーダーの役割に抜擢する。これらの会員も、それぞれが持つ知識や経験を生かして役目を十分に務めることができ、職業人としても成長できる。

• どのようなリーダーシップスキルを学びたいか、会員に尋ねる。

**⑪　クラブ運営に必要な委員会を設置する**

クラブの効果的な運営を支える委員会を設置しましょう。以下の委員会が推奨されています。

* **管理運営委員会**
* **会員増強委員会**
* **広報委員会**
* **奉仕プロジェクト委員会**
* **ロータリー財団委員会**

ロータリー補助金や青少年奉仕など、必要に応じてほかの委員会も設置できます。どのような委員会構成であれ、これらの委員会がクラブ目標に向けた活動を支援することが大切です。

アイデア：クラブでやってみよう

* 小規模クラブ：委員会の活動を統合する方法を検討する。
* 大規模クラブ：全会員が参加できるよう、追加の委員会を設ける。

**４．戦略計画(長期計画）策定のプロセス**

戦略計画は以下の４つの質問を検討するプロセスを段階的に行いながら立案する。

（アイデアを書き留めるために付録のワークシートを活用）

① 自分たちの現在の状況はどうか

● クラブの現在の状況を記述する

● クラブの長所と短所についてブレインストーミング（自由な意見の出し合い）

をする

② 自分たちは何を目指しているのか

● 今後３年間になりたいと目指すクラブの姿を想像し、その特徴を５～10挙げ、

リストにまとめる

● 今後３年間のクラブについて、ビジョン声明を１文で書き表す（草案）

● このビジョン声明は、参加者全員に支持してもらえるよう、推敲を重ね、最終的に決定する

③どのような方法で目標を達成できるか

● クラブがこのビジョンを実現するための３年目標について、以下の点を考慮に入れながら、ブレインストーミング（自由な意見の出し合い）を行う

– クラブの長所と短所

– RIおよびその財団のプログラムと使命

– 全会員の参加

– ３年間で達成が可能かどうか

● 参加者のコンセンサス（意見の一致）に基づき、３年目標の優先順位を決める

全員で、ビジョンに一番大きな影響を与える目標の上位２、３を選定する

● ３年目標の各最優先項目を支える年次目標を定める

● ３年目標の各項目別の年次目標の達成期日、必要なリソース、担当責任者を決める

④目標へ向けての進捗はどうか

● 長期計画を発足させ、進捗の定期的な確認や、計画への修正を提案してもらう

● 計画の実施に十分なリソースを配分する

● 会員からの支持が得られるよう、決定はすべて評価に付し、計画実施に対する会員の意見を長期計画チームに伝える

● 毎年、長期計画（ビジョン声明、３年目標と年次目標など）を見直し、必要に応じて修正する

● ３年ごとに長期計画立案の全プロセスを繰り返し、新しい計画を立てるべきか、

現行の計画を継続すべきかを確認する

**５．具体的な例**

**前橋ＲＣの戦略計画（クラブ改革提言）**

構成：

1. 提言の要約（本報告書の概要）

2. 現状認識

会員満足度アンケート

クラブ活力テスト

現状認識まとめ

ベテラン会員へのヒヤリング

3. 理想のロータリー

「ロータリーとは」勉強会

ロータリー用語の意義の確認

前橋ロータリークラブ クラブの理想像・会員の理想像

4. クラブ改革提言

クラブ改革の目標

改革の方向性

改革提言

5. 次年度に向けて

**７．クラブ改革提言の抜粋**

「21 世紀特別委員会」（以下、「21 世紀委員会」と略称する）は会長の発案で、理事会の諮問に答える今年度の特別委員会として創設された。その使命は、50 周年を迎えた前橋ロータリークラブの現状を把握し、更なる飛躍を図るべく、クラブの今後の課題を明らかにすることである。16 名の委員と4 名のオブザーバーは、2004 年1 月から6 月まで、9回にわたる会合で検討・議論した結果を、本報告書に「クラブ改革提言」としてまとめた。

現状認識

『会員満足度アンケート』『クラブ活力テスト』の結果を、分析・検討して得

た前橋RC の現状に対する私たちの共通認識は、以下の通りである。

(1) 会員はクラブの現状に必ずしも十分に満足してはいない。

(2) クラブは、組織とその運営に関して、改革すべき点が多々ある。

(3) 私たちは、ロータリーの理念や、国際ロータリーの（諸活動の）意義について、知らないことが多い（勉強不足である）。

この『会員満足度アンケート』で明らかになったのは、前橋RC の組織としての客観的現状ではなく、会員が、前橋RC の活動やプログラムをどう考えているか、満足しているのかどうか、ということである。

会員は、現状を受け入れてはいるが、十分に満足しているとは言えないし、

多くの会員がロータリーの魅力を感じられないでいる。クラブの活動は低調で、

保守的な前例主義の体質があると感じている。

例会の充実を望む声は多いが、その他の活動やプログラムに対する関心は薄く、目的や役割も理解していないことが多い。特に、募金活動、米山奨学、ロータリー財団活動に対しては、かなり距離を感じている。会費や様々な名目で「徴収」される費用についても、負担を感じる会員がいる。

会員の家族の過半数がロータリーのことをよく知らないか関心がない、という結果は、会員自身の生活の中におけるロータリーの位置づけの低さをうかがわせる。

『クラブ活力テスト』の結果から浮き彫りにされた前橋RC の問題点は、

第一に、社会との関わりの薄さ、社会への働きかけの弱さ、である。クラブの存在価値についてのプライドは高いが、実際は、社会や時代の変化に鈍感で、社会への奉仕にも熱心ではない。社会から超然とした姿が浮き上がってきた。

第二に、会員の顔が見えない、会員不在の運営ではなかったか、ということである。「歴史と伝統」を誇り、地区内でも実績のあるクラブではあるが、会員

のやる気、参加意欲、充実感を喚起する運営であったとは、決して言えない。

会員の主体性・能力発揮の場が少なく、ロータリアンとしての研鑚・学習の機会も少ない。総じて、硬直的で魅力に乏しいクラブ運営に陥っていた、といわざるを得ない。

理想のロータリー

クラブの現状把握と並行して、「ロータリーとは何か」ということについての共通認識を得るため、勉強会やロータリー用語の意義の確認を行った。

ロータリークラブ。職業奉仕。奉仕の理想。社会奉仕。団体としての

奉仕活動。国際奉仕。新世代奉仕。クラブ奉仕。例会。プログラム。

出席。親睦。理事会。会長。幹事。SAA。各委員会。

会員増強。クラブ協議会。クラブフォーラム。情報集会。会費。ニコ

ニコボックス。ロータリーにおける寄付。ロータリー財団。米山記念

奨学会。ワン・イヤー・ルール。……

今回の現状分析やロータリー研究を基に、私たちの目指すべきクラブや会員のイメージを列挙してみたのが「前橋ロータリークラブ クラブ・会員の理想像」である。この「理想」（理想像）と「現実」（現状認識）との間のギャップを埋めてゆく筋道が、私たちの「クラブ改革提言」である。

**前橋ロータリークラブ クラブ・会員の理想像**

ここまでの現状分析や勉強会で、私たちの目指すべきクラブや会員の姿が明らかになってきた。それをまとめたのが、以下の「クラブの理想」「会員の理想」である。この「理想」（理想像）と「現実」（現状認識）との間のギャップを埋めて行く筋道を示すことが、私たち21 世紀委員会の課題である。

クラブの理想

１． 明るく活気に満ちた組織風土である。

２． 会員のニーズに適った会員本位の運営を行っている。

３． 会員は、充実したロータリーライフを享受し、満足度が高い。

４． （地域）社会に存在価値を認められている。（地域のｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ）

５． 例会や委員会活動が活発である。

６． 理事会がリーダーシップを発揮している。

７． 入会を希望する会員候補者が多い。

８． 会員に多様な「奉仕の機会」を提供できる。

９． 独自の奉仕プログラムを持っている。

１０．専門職務者同士の「事業上の発想の交換」が活発に行われている。

１１．会員の学習と成長の環境が整っている。

１２．親睦と友情を育む機会がある。

１３．バランスのとれた職業構成が保たれている。

１４．会員基盤が安定しており、成長力がある。

１５．「歴史と伝統」に安住せず、また前例にとらわれず、内外の環境変化

に対応し、新しい試みに挑戦している。

１６．指導者を養成したり、有益な情報・実例を発信したりできる、他の模範となるリーディング・クラブである。

会員の理想（真のロータリアン）

１． 善良な市民である。

２． ロータリーの「奉仕の理想」を深く理解し、信奉している。

３． 高い職業倫理を持ち、自らの事業の社会的価値の向上に努めている。

４． 学習意欲が旺盛で、人間的成長を続けている。

５． クラブ外の社会で、積極的に奉仕の実践を行っている。

６． 会員同士の親睦と友情を大切にする。

７． クラブ奉仕に積極的に参加している。

８． RI 提唱の奉仕プロジェクトへ、積極的に参加している。

９． クラブを超えた指導力を身につけるよう努力している。

クラブ改革提言

「理想」（クラブ・会員の理想像）と「現実」（現状認識）との間のギャップを埋めて行く筋道を示すため、私たちは、①社会から望まれるクラブづくり、②会員から見た魅力あるクラブづくり、という二つの切り口を定めて、それぞれ分科会（第5 回委員会～第7 回委員会の３回にわたって）で検討を進めた。二つの分科会での議論は、「クラブ改革」にフォーカスし、重なり合い呼応する部分が多い。そこで、二つの分科会のレポートを統合し、以下のような「クラブ改革提言」にまとめた。

**クラブ改革の目標**

**《会員が充実したロータリーライフを享受することができ、かつ社会的評価（存在価値）の高いクラブに再生する。》**

１．楽しい例会や積極的な委員会活動を通じて、異業種間の有益な発想の交換や人脈づくりが期待できるクラブを目指す。

２．常に時代や社会の要請に的確に応える奉仕のあり方を追求し、社会から好感を持たれ尊敬されるクラブを目指す。

３．前例主義や総花主義の「伝統」やクラブ運営の形骸化・硬直化を打破し、時代や社会の変化に対応した、柔軟かつ重点的で透明性の高い運営を目指す。

**改革の方向性**

①長期的なビジョン・戦略を定め、年度を超えて継続的に改革を推進する。（ワン・イヤー・ルールの原則は堅持しつつも、そのデ・メリットを克服する）

②会員間でロータリー理念の理解を深め、会員のロータリアンとしての成長を促す。

③一人一人の会員満足度（充実感、参画意識、やりがい）を高めてゆく仕組みと運営を確立する。

④個々の会員が、それぞれの職業において時代の要請に応える（職業奉仕）ために、クラブにおいて切磋琢磨する自己研鑚の場を充実する。

⑤委員会や会合・事業の目的・役割・機能を再確認し、統合・再編・改革を進める。

⑥会員から見て,より手触り感・実感のある委員会活動・事業にして行く。特に、クラブの団体としての奉仕活動については、地域社会との関わり合いの深い活動・事業を強化。

⑦クラブ運営はスリム化を心がけ、社会奉仕・国際奉仕などクラブとして行う事業（寄付・助成を含む）については、社会の要請の変化に応じ、常に（年度ごとに）弾力的にその内容を見直す。また、メリハリの効いた事業の選択と集中を進める。

⑧クラブ運営、役員人事、予算編成、事業計画等の透明性・公平性を高める。

⑨「社会から望まれるクラブ」になるため、市民の声（社会のニーズ）を的確に受け止める仕組みをつくる。そして、さらに一歩進めてクラブから社会に対して提案する「社会に望む」事業を生み出すことを目指す。

**改革提言**

１．ロータリー理念を共有化する。

①全会員対象のロータリーの勉強会を定例化する。

(1) 歴史、奉仕理念（職業奉仕と社会奉仕）の学習は必須であろう。クラブ定款・細則についても定期的に（年1 回）確認する機会を持つ必要がある。規定審議会（3 年に1 回）の変更事項の解説は十分に行う。

(2) ロータリー理念の学習に関してはベテラン会員や地区役員経験者の知識や知恵を生かしたい。

(3) 全会員対象の勉強会は、例会の中で企画するのが望ましい。

②新会員へのオリエンテーションを強化する。

(1)会員のクラブやロータリーに対する姿勢・距離感は、入会3 年以内に定まる。

新会員に対して、ロータリアンとしての自立を促す育成プログラムが必要であ

る。

(2)入会初年度は、十分で正しいロータリー情報を提供し、クラブ・メンバーとし

て打ち解けてゆけるよう見守る必要がある。

(3)例会以外の会合や委員会活動にも積極的に参加を促す。

(4)入会3 年間は、毎年新しい委員会を経験してもらう（計画的ローテーション）。

③会員の自発的な研究・勉強会を奨励する。

新しい奉仕のアイデア、IT 化の推進、ロータリー研究等の自発的な勉強会や

プロジェクトを、クラブとして活動支援し、具体化・事業化のめどが立てば、理事会で審議し、委員会活動・事業等に組み込んでゆく。

２．例会を充実させる。

①出席が楽しみな例会にする。

(1)相互啓発・自己研鑽の場として内容を充実する。卓話・スピーチは時間を十分

にとり、異業種の新鮮な話、話者の職業奉仕、その年度のテーマに即したもの

等をお願いする。

(2)外部卓話者は、その年度のテーマに即した専門家や、有力な会員候補者等を考

慮して選定する。

(3)居心地の良さ、ほっとする場、交流・親睦の場としての配慮を行う。席の配置

の工夫など。また、他クラブからのメーキャップを歓迎する雰囲気づくりも、

工夫が必要である。

②オープンなコミュニケーションの場とする。

理事会審議事項をオープンにし（十分な情報公開）、決定事項の周知・徹底を

図る。

③クラブ・フォーラムを活用する。

様々なクラブの問題解決に向けて、自由な意見交換やアンケートを行う。

３．委員会活動を活発にする

①委員会活動を強化する。

(1)各委員会の目的・役割を再確認し、統合・再編を検討する。委員会数は可能な限り絞り込み、クラブ奉仕・職業・社会・国際奉仕の大分類の中で、事業のメリハリ、資源（人的・予算）の有効配分を毎年検討する。

(2)委員長の権限、予算の裁量権を明確にする。

(3)新委員長へのオリエンテーションを強化する（クラブ協議会の活用）。

(4)「3 年委員」のルールのある委員会以外でも、年度を越えた活動の継続性・方針の一貫性を保つため、委員長・副委員長クラスの一人、メンバーの1／3 程は再任も可能としたい。

②委員会の活動・事業内容は、毎年見直す仕組みを作る。

(1)毎年度、委員会活動・事業の成果を評価の上、継続の必要性・事業内容の変更・撤廃の可否を審査する仕組みを明確化する。成果が捗々しくない事業や歴史的使命を終えた事業は廃止した上で、有意義な事業に予算・人的資源を集中させる。

(2)次年度事業については、次年度委員を中心に早めに検討を開始すべきである。4 月頃を目処に次年度委員会メンバーによる検討をスタートさせ、新旧委員による合同検討会も開催したい。

③「現況報告書」を事業計画書として充実させる。

「現況報告書」は、各委員会の前年度総括を踏まえた「事業計画書」の性格をもつものとしたい。したがって制作にあたっては、前年度会長・幹事が十分にサポートする。前年度本決算・総括を踏まえた事業計画書としての「現況報告書」の発行は毎年8 月末までとする。ガバナー公式訪問が7～8 月に予定される場合は、必要最小限の仮報告で対応する。（ガバナー公式訪問にあわせて「現況報告書」を取りまとめることはしない）

４．地域社会との関わり合いを深める。

①常に市民の声を聴き、また市民に対して発信する仕組みをつくる。

地域ニーズを的確に把握して効果的事業を実施することができるように、

あるいはまた、前橋RC の地域社会における存在価値を高めてゆけるように、市民の声を定期的に聴く仕組み（インタビュー、アンケート、座談会等）をつくり、計画的・戦略的な広報活動を行う必要がある。

②近隣クラブとの連携を強化する。

近隣クラブと連携し、他団体・行政府・公的機関等との協力の可能性を探る。クラブ間の連携は、前橋地区6 クラブから出発し、必要に応じ、地区全体に共同参画を呼びかける。

③「社会に望む」事業を検討する。

地域のニーズを探索し受け止めるだけでなく、前橋RC が地域に対して提案する、オリジナルの「社会に望む」事業を検討する。例えば、前橋市の町おこしや町の活性化に関する提案など。

④５０周年記念植樹クスノキの成長を見守る。

前橋市大室公園に記念植樹したクスノキの成長をクラブとして永続的に見守りたい。夏休みを利用した小中学生対象の写生大会と公開例会による表彰式は継続したい。あわせて、公園内のクスノキ周辺を清掃する早朝例会の実施も検討したい。

５．組織運営を活性化する。

①幹部のリーダーシップ機能を高める。

(1)当年度会長の方針・主体性を尊重し、理事会はそれを積極的に支援する。

(2)幹部のクラブに対するサービス（奉仕）機能を高める。すなわち、幹部は情報の共有化、合意形成、会員に対する動機付け、環境変化への素早い対応に意を配る。

(3)クラブの最高意思決定機関である理事会は、審議の時間を十分にとる。

(4)クラブ協議会を活用し、幹部の連携と委員会活動支援を強化する。

(5)クラブ幹事の役割を整理し（理事・役員・委員長などとの役割分担を進め）、負担を軽減する。

②効果的な予算づくりの仕組みを作る。

(1)３年度（前年・今年・次年度）幹事で、予算委員会を構成する。毎年、下期に次年度予算について、委員会で検討し、次年度理事会にレポートする。

(2)クラブの諸活動に関するトータルの資源は、現状程度の会員負担を上限としたい。ロータリー財団、米山奨学会への寄付も、クラブ独自の、または地域社会に対する奉仕活動等とのバランスを検討し見直したい。

(3)運営のスリム化・効率化を積極的に進め、会費値下げも検討したい。

(4)ニコニコボックス収入の使い方、クラブとしての各種団体への寄付も見直したい。

③職業分類表を整備し、「会員増強」（組織強化）に活用する。

(1)「会員増強」の本旨はクラブ組織の充実・強化である。新会員の勧誘も、組織強化にふさわしい候補者を多角的・多面的に探索する必要がある。

最新の前橋の産業構成の実態を調査し、充填・未充填職業分類を整理する。

それに基づき会員候補者を選定する。

(2)女性会員勧誘は、地域の実態を反映した多様で均衡のとれた職業分類の確保という観点から、強化する。

④『会員満足度アンケート』を継続（定期的）実施する。

(1)例えば、毎年12 月頃実施し、理事会または専門委員会（21 世紀委員会など）で分析・評価し、次年度の施策に反映させることで、継続的に会員満足度を向上させてゆく。

(2)「会員満足度」以外にも、会員の意識や意見を調査する（会員の声を聴く）ためのアンケートは、適宜実施すべきである。

⑤前橋ロータリークラブ文庫を創設する。

前橋RC の歴史の中で積み重ねてきた膨大な情報・資料を整理し、先人の知恵を継承・発展させていきたい。あわせて、電子データのファイル化も推進する。

次年度に向けて

私たちの「クラブ改革提言」は、クラブの諸課題を可能な限り多角的な観点から検討しようと試みたが、もちろん、十分にそれができたとは考えていない。

残念ながら、議論を深める時間が足りなかった項目も多い。最終的にまとめられた提言項目以外にも、様々なアイデアが各委員から出された。「提言」の中には具体的なものもあるし、考え方を示すにとどまっているものもある。今すぐに採用・実施できるものもあるし、引き続き検討を要するものもある。

２１世紀委員会の継続（第２期）が予定されているので、継続的・発展的な検討・研究を期待したい。また、理事会、会長・幹事、各委員長の皆さんが連携して、「改革提言」をたたき台に、クラブ運営の改革案の具体化に着手していただければ幸いである。

本報告書では、現状に対する批判や認識不足による不適切な表現があるかもしれないが、他意はない。私たちは委員会で、前橋RC のあるべき姿について真剣に議論した。白熱した議論もあった。委員会には、確かに自由で明るく活気に満ちた空気があった。第２期委員会には更に多くの会員に加わっていただき、活力あるクラブづくりを推進していただきたい。重要なのは、前橋ロータリークラブの21 世紀の新しい「歴史と伝統」を創っていく「クラブ改革」が、今まさにスタートしたということである。

**６．戦略計画（長期計画）のまとめ**

前橋RCのクラブ改革提言は一つの実例

それぞれのクラブの実情に合った独自性のある長期計画

数値化できる目標（会員数、出席率、プロジェクトなど）も必要かもしれない

毎年見直す必要　（ブラッシュアップ）

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**クラブの委員会**

**クラブの委員会**

クラブの各委員会は、それぞれ担当する分野について年度目標を立て、その達成に向けて活動します。会長は、全委員会の活動を監督します。

以下は、クラブで設置が推奨されている委員会です。

* **クラブ管理運営委員会**
* **会員増強委員会**
* **広報委員会**
* **ロータリー財団委員会**
* **奉仕プロジェクト委員会**

必要に応じて委員会を追加したり、小委員会を設置したりできます。委員会構成の例は以下をご参照ください。

クラブ委員会構成の例

ロータリーは5つのクラブ委員会を推奨しています。クラブの関心や活動に応じて、委員会を追加したり削除したりできます。どのような小委員会が適しているかは、ガバナー補佐またはガバナーと相談して決めることもできます。

**クラブ委員会構成**



会員の人数や地域の特殊性を考えながら、委員会を統廃合したり新設すべきであり、ＲＩから特別な目的を持った委員会を作るように要請されたとしても、必ずしもこれに従う必要はありません。推奨細則に例示されていなくても、自らのクラブに必要だと思えば、新

しい委員会をどしどし作るべきです。委員会構成はクラブ自治権の範疇にあることを忘れてはなりません。



世界には、クラブ管理運営委員会の中に、スポーツ委員会、娯楽委員会、家庭委員会を設けたりしているクラブもあり、クラブ内の親睦を図ることと、リクリエーションを通じた親睦活動をはっきり分けていることが判ります。

すべてのロータリークラブの原点であるシカゴクラブの委員会構成を創立時にさかのぼって調べると、出席、職業分類などの一般的な委員会以外に、ロータリー史誌編纂、倫理、企業経営、決議、産業、広報拡大、連合公衆便所建設、市民、身体障害児、教育、青尐年週間、職業推進、職業秩序、原理教育、国家、目標設定、調査、入会、ロータリー解釈、戦争奉仕、国防、戦争活動、シカゴ功労賞、リクリエーション、大都市圏、ラウンドテーブル、ロータリー問題、サンシャイン、救援、慈善救援等の委員会名を見ることができて、極めて多彩な委員会活動が行われていたことが判ります。 皆さま方のクラブでも、特異的な活動を表すユニークな委員会を作られてはどうですか。

**クラブ管理運営委員会**

管理運営委員長の役割は、クラブの円滑な運営を助けることです。「クラブを成功に導くリーダーシップ：管理運営委員会編」には、管理運営委員会と委員長の仕事が詳しく説明されています。

責務

クラブ管理運営委員会は、クラブの会合（例会、協議会など）の手配を担当します。例会

は、会員がロータリーを体験する主な場であり、参加型の楽しい例会とすることが重要で

す。会員が積極的に参加できる環境を作り出すことによって、地域社会での奉仕活動も活

発になり、入会希望者やロータリーに関心を示す人も増えるでしょう。

“クラブ奉仕によってロータリーというものが身につく”これは、１９５７－５８年度ＲＩ会長チャールズ Ｇ．テンネントの言葉ですが、このようにして会員一人一人がロータリーを身につけて、クラブ奉仕が充実しますと、名実共に 素晴らしいクラブが出来上がり、これが自然と職業奉仕に反映し、また、地域のニーズに応じて社会奉仕、国際奉仕へと進展して、強制されることなく奉仕の実践がなされるのです。

“クラブ奉仕によってロータリーというものが身につく”

　これは、１９５７－５８年度ＲＩ会長チャールズ Ｇ．テンネントの言葉ですが、以上のようにして会員一人一人がロータリーを身につけて、クラブ奉仕が充実しますと、名実共に 素晴らしいクラブが出来上がり、これが自然と職業奉仕に反映し、また、地域のニーズに応じて社会奉仕、国際奉仕へと進展して、強制されることなく奉仕の実践がなされるのであります。

**また、２０１６年の規定審議会によって、新たに例会と出席に関する例外規定が採択され、標準ロータリークラブ定款が次のように変更追加されました。**

**その結果、毎月最低２回の例会開催を条件に、例会頻度や出席に関する規定をクラブ細則で自由に決定できることになりました。**

**また、すべてのロータリークラブは、通常の例会、オンラインでの例会、またはその両方を同時に行えるほか、オンラインと通常の例会を交代で行うことも可能となりました。**

Eクラブは、2004年に試験的プログラムが開始されて以来、地元や海外で卓越したロータリー奉仕を実施してきただけでなく、会員に素晴らしい親睦の機会を提供してきました。コミュニケーション、親睦、奉仕活動の新しい形を導入し、ロータリー世界に対して柔軟性と順応性を実証してきました。Eクラブの強みは、例会時間と開催場所の柔軟性、会員の多様性と国際性、例会の質、通常例会に出席できない人への魅力、友情と親睦、奉仕プロジェクトであると報告されています。

今回（２０１６年７月より）、Eクラブに関する言及がロータリー細則と標準ロータリークラブ定款から削除されましたが、Eクラブは今後も、「Eクラブ」の名称を使い続け、オンラインのみ、またはオンラインと通常の例会を併用するクラブとしての立場を示すことができます。

**標準ロータリークラブ定款＊**

**第7条 例会と出席に関する規定の例外**

本定款の第8条第 1節、第12条第 1、2、3、4、5節、第15条第 4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、毎月少なくとも2 回例会を開催しなければならない。

（＊ただし、これらの標準ロータリークラブ定款の日本語訳は正式翻訳がRIから示される前の暫定である）

**条　会合**

**第1節 ― 例会**。

(a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。この会合には、直接顔を合わせて、または、その方法では出席できない会員のために、オンライン例会、またはオンラインで接続する方法を活用して出席することができる。その代わりに、クラブは、クラブのウェブサイトに参加型の活動を掲載することによって、毎週1回または事前に決められた週に例会を開くものとする。後者の種類の例会は、参加型の活動がウェブサイトに掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

(b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、ま たは全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。

ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

（d）衛星クラブの例会（該当する場合）。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節（b）と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節（c）に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

**第~~9~~12条　出席**

**~~（第1節の序文の段落のいずれかを選択する）~~**

~~□~~**第1節 ― 一般規定**。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに直接出席またはオンライン接続を使用して出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから1週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

~~または~~

~~□~~**~~第1節 ― 一般規定（Eクラブ）~~**~~。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。~~

(a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

(1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、

(2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、

(3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、

(4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、

(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、

(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、

(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。

　(b) 例会時において。例会のときに、

(1) 本節（a）項の（3）に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、

(2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、

(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、

(4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、

(5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、

(6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

**第2節 ― 転勤による長期の欠席**。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

**第3節 ― 出席規定の免除**。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由~~から~~あるいは子どもの誕生により12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

**第4節 ― RI役員の欠席**。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

**第5節 ― 出席の記録**。本条第3節（a）の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節（b）または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

**第~~12~~15条　会員身分の存続**

**第1節 ― 期間**。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

**第2節 ― 自動的終結**。

(a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節（a）項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。~~2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。~~

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

**第3節 ― 終結 ― 会費不払**。

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

**第4節 ― 終結 ― 欠席**。

(a) 出席率。会員は、

(1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達していしているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

**親睦委員会**

親睦委員会の本来の任務は、一人一業種で例会に集った会員が、どんなことでも話し合える雰囲気を作るための極めて重要な委員会であるが、例会外の親睦会やレクリエーションを世話する委員会と誤解しているクラブが多いようである。RIBIの推奨クラブ細則には、親睦委員会と娯楽委員会 Entertainment Committeeが明確に分離されていましたし、日本でも、家族委員会をもうけて親睦会を担当させているクラブもあります。委員会数を減らすために唱歌委員会をこれに統合させている例もあります。   
　なお、委員会の名称について、親睦委員会と親睦活動委員会の何れを採用するかは、クラブの自由と考えられます。

**親睦活動委員会の役割と任務**

1. ロータリー運動の原点は会員相互の親睦であり、会員同士の連帯感がロータリーの発展の要であること。

2. 親睦活動の中心は、一人一業種で集う、毎週の例会であること。

3. クラブ会員間の親睦を深め、知己を広げるために、例会、奉仕プロジェクト、レクリエ  
ーション、社交的行事への会員の参加を奨励すること。

4. 来訪ロータリアンとの知己を広げること。

**親睦を深めるための具体的活動**

**1. 例会において会員同士の親睦を深める活動**

1) 年齢間のギャップを融和する

2) 新入会員の融和を図る

3) 座席の固定化を防ぐ

4) テーブル・マスターを配置する

5) 名札をつけるように配慮する

6) クラブ週報にクラブの催しや、会員に関する情報を提供する

7) 会員の健康や慶弔に留意し、それに対処する

8) 唱歌を指導する

**2. 来訪者との知己を広める活動**

1) 受付でビジター・フィーを受領し、名札を渡し、座席に誘導する

2) 例会で来訪者を紹介する

3) 例会中、来訪者を接待する

**3. 例会外でリクリエーションの世話をする**

1) 会員親睦会や家族親睦会を实施する

2) 同好会活動を推進する

3) 近隣クラブとの交流拡大を計画する

4) ロータリー親睦活動を紹介する

5) 国際的親睦プログラムを紹介する

**留意事項**  
◎受付および来訪者紹介は、あらかじめローテーションを組んで、全委員に周知徹底しておく方がよい。  
◎例会日または時間を変更して、親睦会と同時に開催することは避けるべきである。  
◎親睦を図る最適の場は例会であって、親睦会ではない。親睦会はあくまで、リクリエーションに過ぎず、なるべく多くの会員が参加することが望ましいが、決して強制であってはならない。  
◎近隣クラブと合同例会を開くことは、いずれかのクラブの例会日または例会場所の変更につながるので、避けるべきである。

ロータリーの基本概念は、親睦と奉仕であります。ただ、この親睦と言うことについては、その概念を整理しておく必要があると思います。  
　ロータリーの原点は「親睦と奉仕」だと言われています。実際、新年度になるとこの「親睦と奉仕」をテーマに掲げるクラブも多い。日本で親睦と言えば、いわゆる宴会やゴルフや旅行などの親睦活動を指す場合が多い。しかし、英英辞書によれば、フェローシップとは、『何かを一緒に行う、または同じ趣向を持っている人々ので中で生まれる友情の気持ち、すなわち仲間意識、連帯感』と言う意味となります。ところで、ポール・ハリスはその著書（My Road To Rotary)の中で、ロータリーを始めたきっかけをこう述べています。

「ある晩のことでした。私は同業の知人に誘われて、彼の郊外にある家を尋ねました。夕食後、二人で散歩に出かけたのですが、店の前を通るたびに、友人は店の主人と名前を呼び合って挨拶をしていました。私は、はたと、ニューイングランドのウォリングフオードのことを思い出しました。その時、この大都会シカゴで、各種の職業から政治や宗教の立場を離れて、お互いの意見を大らかに認め合えるような人を、一人ずつ選んで親睦団体を作ったら、という構想が浮かびました。」と。

ロータリーの創立の原点にはこのようなフェローシップ、つまり本当に心から何でも話し合える友人を作ると言う目的があったのも事実です。しかし、現在のロータリーでは、その目的は「奉仕奉理念を育成し、これを奨励実践する」と言うことであり、フェローシップはあくまでのその前提条件となっています。つまり、例会でお互いに友情を温め合い、切磋琢磨して奉仕理念を学び、そして例会から一歩外へ出たら奉仕活動実践を行うと言うことです。そして、フェローシップを助長する一つの手段として親睦活動があると言うことです。従って、いわゆる親睦活動のみにうつつぬかし、奉仕理念の研鑽や奉仕の実践をおろそかにすることだけは、大いに戒めたいものです。

また、親睦を別の観点から捉えると、ロータリーの親睦と言うものは、本来、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しむと言うような「感性的な親睦」を意味するものではありません。ロータリアンが例会において、親睦の内にフェローロータリアンと切磋琢磨し、自己研鑽に励みながら、自らの心を高めていく所謂「精神的な親睦」を意味するのであります。  
　感性的な親睦であれば、ロータリアンでなくとも地域社会の人であれば誰でも楽しんでいるのであります。極端な事を言えば、暴力団でも、それがグループ活動である以上、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しんでいるのでありますから、感性的な親睦はあります。  
　ロータリアンも同じように、ゴルフや旅行を楽しみ、酒を楽しんでいることには何ら変わりはありません。では、ロータリーの親睦と暴力団の親睦とは一体何処が違うのか。  
ロータリーの親睦とは一体何か、と言うことを煮詰めておかなければなりません。  
　この点については、先ずロータリークラブは、社交クラブであると言うことを忘れてはなりません。ロータリークラブは奉仕クラブではないのであります。日本ロータリーの創始者米山梅吉先生は、『ロータリークラブは奉仕クラブではない』と言い切っています。『クラブとして奉仕すべきものは原則として何もない。では、クラブは一体何をするところなのか。それは奉仕をするロータリアンを育てるところである。』  
と言うのであります。このようにして、ロータリークラブは、社交クラブです。  
　したがって、社交クラブでありますから、基本的に、先ず楽しくなければなりません。ロータリークラブは、宗教団体ではありません。お寺ではないのではありますから、酒を楽しみ、ゴルフや旅行を楽しむのも結構であります。楽しいことは何をやってもよいのであります。このような感性的親睦も大いに結構であります。  
　ただ然し、一点、忘れてはならないことは、酒を飲んでも、ゴルフをしても、何をするにつけても、己の足らざるところを他のロータリアンから学ぶ姿勢を持つべきことであります。即ち、ロータリアンがお互いに学び合うことによって自らを高め合うこと、所謂「精神的親睦」がロータリーの親睦なのであり、そこにロータリーの魅力があるのであります。  
　１９８９－９０年度の国際ロータリーのヒューＭ．アーチャー会長は、『ロータリーを楽しもう』というテーマを掲げました。  
　アーチャー会長の言うロータリーを楽しむと言うことの意味は、一業一会員制をもって選ばれたロータリアンが毎週例会に出て来て、親睦の内に例会を楽しみ、己の足らざるところを他のロータリアンに学び合う、自己研鑽に励み乍ら成長していくのを見るのは楽しいね、このロータリーを楽しもうということであったのです。このようなロータリーであって、初めて魅力あるものとなるのです。

　RIBIの推奨クラブ細則には、Fellowship Committee 親睦委員会とは別Entertainment Committee 余興委員会が設けられており、親睦と親睦活動の違いが定義づけられています。  
ほとんどのクラブでは、新入会員は親睦活動委員会に配属されます。これは、新人だから下働きに使おうということではなく、親睦活動委員として毎例会、会員相互の親睦を深める活動に従事することによって、一日でも早く、古い会員と融和を図ることを期待しているからなのです。  
　友情溢れる例会を通じて、ロータリアンがお互いに切磋琢磨し自己改善に務めることで、ロータリーの説く親睦が一層深まり、奉仕の心が高まっていきます。

**唱歌（シンギング）委員会**

1907年、ポール・ハリスがシカゴクラブの会長に就任すると同時に、シカゴクラブの運営方針の一大転換が図られた。ドナルド・カーターの入会と共に高まってきた会員同士の物質的相互扶助からの決別と他の都市へのロータリークラブ拡大は、従来のクラブ内の親睦の増進のみを考えてきた会員にとって大きな不満の種であり、1908年のアーサー・シェルドンの入会によって、ポール・ハリスの考え方が理論づけられたことを機会に、毎回の例会の場は口角泡をとばす議論の場に変わったといわれている。その時、親睦派の旗頭であったハリー・ラグルスが殺伐とした議論の場を和らげるために、自ら美声を張り上げて皆を指揮したのが唱歌の始まりであることは、あまりにも有名な話である。その意味からは唱歌委員会は親睦委員会の活動を一部兼ねたものだと考えられる。   
　開会と共にロータリー・ソングを歌うのは単なる日本における習慣にすぎず、いつ、どんな歌を歌っても、それで会員の心が和むならいいわけである。

具体的職務内容  
◎例会でソングリーダーを務める。  
◎歌の選曲、歌詞集、歌詞幕の整備  
◎歌唱指導  
会員数の少ないグラブでは親睦活動委員会に統合されている場合も多い。

**出席奨励委員会**

**出席委員会の役割 出席委員会の任務**

1. 例会に規則正しく出席することが、ロータリアンの必須条件であることを、クラブ会員  
に周知徹底する。

2. クラブ会員に出席規定を知らせる。 メークアップの方法 出席免除 出席義務の免除 出席義務の特別免除

3. 低い出席率の原因を探り、それを向上させるための対策を講じること。

4. クラブ例会、地区大会、国際大会等あらゆるロータリーの会合への出席を促す。

5. クラブ例会を欠席したときは、メークアップをするように奨励する。

6. 当日の例会出席率および、メークアップを含めた前々回の修正出席率を計算して、幹事に報告すると共に、例会で会員に報告する。

7. 当日の出席者を確認し、欠席者の氏名を幹事に報告する。

8. 年度末に出席優良者を表彰する。表彰の対象は長年連続出席者および年間ホームクラブ

皆出席者（ミスター・ロータリー）とする。

**出席向上の工夫**

1. 例会に欠席したときには、必ずメークアップをするように奨励する。

2. 出席したいと思わせるようなクラブの雰囲気を作ること。

3. 本人にとってやりがいのあるクラブ活動や役職を割り振ること。

4. クラブ内および他クラブとの出席競争をする。

5. 出席優良会員に敬意を払うこと。

**欠席者に対する対策**

1. 例会を1回欠席した会員には、遺憾の意を表明し、近隣クラブでメークアップできるように、例会日と例会場を知らせる。 例会欠席後4日以内にメークアップをしていない場合は、電話をかけてメークアップを促す。 欠席会員同士でメークアップするように手配する。

2. 例会を2回続けて欠席した会員には、文書で注意する。

3. 例会を3回続けて欠席した会員には、 4回連続欠席すると会員身分が自動的に終結することを、文書で警告する。

4. 懇談会を開いて、ロータリアンであることの意義、出席規定、身分終結規定について話をする。

**出席を促すためのアイデア：**

• 会員の関心に応じた多種多様な内容や形式の例会を実施する（6ページ参照）

• 興味深く、楽しい例会を企画する

• 例会での役割（来賓を出迎える係など）を会員に割り当てる

• 欠席のメークアップを奨励する

• 出席率の高い会員を表彰する

• 欠席者には欠席の理由を尋ね、できるだけ出席できるようクラブとして何ができるかを

検討する。

**会員身分の終結**

クラブ理事会は、以下のいずれかに該当する会員の会員身分を終結とすることができます。

• 支払期日から30日以内に会費を支払わなかった場合

• 年度の各半期間においてメークアップを含む例会の出席率が50％に達していない場合

• 年度の各半期において、所属クラブの例会の出席率が30％に達していない場合（メーク

アップを含まない）

• クラブ理事会の承諾なしに連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合

**出席報告書**

幹事と協力し、各月の最後の例会から15日以内に、月次出席報告書をガバナーに提出して

ください。

一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上である

会員、もしくは、RI役員である会員が例会に出席した場合に限り、その会員と会員の出席

は、出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれます。

欠席のメークアップに関する指針は、推奨ロータリークラブ定款の第9条をご参照ください。

**例会変更**

例会の中止や取りやめについては、標準ロータリークラブ定款第5条で、次のように定められています。 第5条 会合 第1節 例会 (a) 日および時間. 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。 (b) 会合の変更. 但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。 (c) 取消. また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での步力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本頄に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。 すなわち、正当な理由があれば、クラブ理事会の裁量によって、同一週内の別の日、別の時間、別な場所に変更することが可能です。従って、問題は何をもって「正当な理由」とするかということになります。 取消の項目には、例会取消の具体例として

① 例会日が法定休日に当たる場合

② クラブ会員が死亡した場合

③ 地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合

④ 地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合

と記載されていますから、これに準じた事態が起こった場合を正当な理由と考えて、理事会が例会を変更することができます。 ③頄の規定は、かつて第一次世界大戦の末期、スペイン熱が流行した際に、シカゴクラブが採用した頄目であり、阪神大震災に当たって、自宅も事業所も例会場も被害を受けた際、この規定を適用したクラブがありますし、北アイルランドやイスラエルでは④を適用しているクラブもあると思います。 地区大会やIMの前後の週に開かれる例会を、「1年に4回まで例会を取りやめることができる」という規定を適用して、休会にすることは可能ですが、例会を地区大会やIMに変更することは、ここで言う「正当な理由」に該当するとは思われません。 例会の形式は、クラブ細則で定めることになっています。

**議事の項序**

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事頄

委員会報告(もしあれば)

審議未終議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

これは、一つの例に過ぎませんが、クラブ細則で定めた以上、この例会プログラムはすべての例会に適用されなければなりません。他のクラブから大勢のロータリアンが参加する地区大会やIMの場で、この例会プログラムを实施することは、まず不可能でしょう。 現实の問題として、地区大会やIMの前に別审に集まって、形式的ながらも例会を開いているのならいざ知らず、もし、地区大会やIMに出席すること自体を、例会変更だと考えているのなら、これは重大なるクラブ定款・細則違反と言わざるを得ません。 例会出席は会員の義務ですが、地区大会やIMへの出席は、その参加が強く要請されたとしても義務ではありません。主催者側の希望として、当然、全員登録、全員参加が要請され、できればそうあるべきであるとしても、強制することはできないのです。 これらの会合の終了間際、登録だけして出席していない会員の名札が、数多く残されている現実を見るにつけ、登録料さえ払ってくれればいいという主催者の思惑と、登録だけしてメークアップの権利を得ればそれでいいという会員の思惑と、一堂に会して学び、かつ親睦を深めるという本来の目的との大きな乖離があることは、残念なことです。 それよりも、問題になるのは、親睦会を例会変更の場とする風潮です。案外、当たり前のこととして、やっているクラブが多いのではないでしょうか。親睦会を地震やテロ事件と同等に論じること自身がおかしなことであり、到底、非常の場合、正当な理由に該当するとは思われません。親睦会は親睦会としてレクリエーションを楽しみ、例会は例会として純粋親睦を楽しむ。こんな簡単なことが何故判らないのか、不思議でなりません。

昨今の定款変更で、規則が緩められたと嘆く人がいます。しかし、その条文をよく読むと、その決定のほとんどが、理事会の裁量に委ねられるようになったに過ぎず、これはむしろ、クラブ自治権の拡大として、喜ばしいことかも知れません。 年間4回認められる例会取りやめも、最高4回の範囲内で理事会が決定するわけであって、1回も認めない決定をすることだって可能なのです。 理事会が、ロータリー精神の原点を考えて結論をださないと、とんでもない方向にクラブを向けることになります。

職場例会と例会変更 「職業奉仕活動の一環として、例会変更して職場訪問を行った。事務職員の都合で、本来の例会場には誰も配置していなかった。めったに訪れたことのないビジターがたまたま来訪し、誰もいないことに立腹して、メークアップカードを貰いに訪問先の職場まできた」 このような場合の対処法について質問が寄せられました。 このケースには幾つかの問題が含まれていますので、それぞれについて解説してみたいと思います。

**☆ 職場例会の是非**

ロータリーの歴史を振り返ってみると、第一回の例会はガスターバス・ロアの事務所、二回目はポール・ハリスの弁護士事務所、三回目はシルベスター・シールの事務所、その後は、ハイラム・ショーレーの洋服屋、ロジェリン・ジェンセン不動産会社の事務审、ラグルスの印刷所と、職場を回り持ちして例会を開いていました。従って職場例会は、ロータリーにおける例会の原点ともいえます。 しかしこの背景にあるものは、当時はロータリアン同士がそれぞれの職業を通じて物質的相互扶助をしていたために、会員の事業内容を熟知する必要があったことが挙げられます。しかし、この物質的相互扶助の風潮は、内外からの強い批判を受けたため、1912年以降は禁止され、精神的な相互扶助に変化していきます。 この段階から職場例会の必要性は希薄になっていきます。もちろん会員の事業を理解し、親睦を深めるための職場訪問を否定するわけではありませんが、それは卖なる職場訪問で事足りるわけであり、例会変更をする必然性はないと思います。

**☆ 例会変更の是非**

例会は定款第5条で厳しく規定されており、徒に変更や取り消しを行うことはできません。ただ、「正当な理由」を巡る理事会の解釈のずさんさから、いとも簡卖に例会の変更が行われるケースが多いようです。 オフィシャル・ダイレクトリー(会員名簿)には、全世界のクラブの例会場と日時が公開されており、全世界のロータリアンはすべてのクラブの例会に出席する権利を持っています。従って、例会変更はよほどのことがない限り行わないのが原則であり、近隣クラブに例会変更の案内を出したから、それでいいという筋合いのものではありません。バスの中の例会とか、船上の例会が認められないのも、事实上、来訪者が参加できないという理由によるものです。 親睦会や職場訪問が果たして、例会変更の「正当な理由」になるのかどうか、よく考えるべきです。私個人の意見は、これらの会合はクラブ例会とは切り離して行うべきだと考えています。

**☆ 職業奉仕活動としての職場訪問**職業奉仕とは、卖に一生懸命に事業に専念することではなく、適正な利益の配分によって、結果的に事業の継続的発展を導く事業態度のことであり、高い倫理基準で事業を営んでいくことでもあります。 こういった経営方針を实践している職場を訪問して、そのノウハウを学ぶのならば、それは立派な職業奉仕活動といえるでしょう。 しかし、一般に行われている職場訪問は、会員が経営する酒蔵やビール工場に行って、施設の見学や試飲をするといったケースが殆どではないでしょうか。このような職場訪問は、職業奉仕活動とは言いがたく、あえて当てはめるとすれば親睦活動と考えられますし、こういった行事を例会変更をしてまで行うべきではないことは言うまでもありません。

**☆ メークアップカードの発行**

メークアップの申告は、本人の自発的申告が原則であることは、案外知られていないようです。昔の定款第7条第2節「メークアップの通知」には、訪問先のクラブ幹事が通知を送ることができるという記載がありました。これは、本人の申告を前提としながらも、幹事の裁量でメークアップカードを送ってもよいということであって、必ずしも義務ではなかったわけです。 新定款ではこの記述も抹消されていますので、本人の申告だけで事足りるわけです。なお、例会変更時の留守番については、特別の規定もなく、本人がその旨申し出れば済むことだと思いますが、今までの慣習ともなっているようですし、本来あるべき例会を変更したことを考えれば、留守番をおいて丁重に謝罪する方が無難でしょう。

**定款細則委員会**

　クラブに与えられた自治権を最大限生かしたクラブ運営をするためには、ＲＩから与えられた推奨クラブ細則をそのまま採用するのではなく、そのクラブの実状にマッチしたクラブ細則を常に整備しておく必要がです。クラブ細則の変更は会費値上げの場合に限ったことではなく、会長エレクトが次年度の方針をたてるに際して、委員会の新設や統廃合を考えたり、会員入会の手続を変更をする場合は、それに合わせて事前にクラブ細則を改正しておかなければなりません。  
　さらに、三年毎に開催される規定審議会に提出するクラブ提案の検討や、規定審議会で決定した立法案に対するクラブの賛成反対の意見の作成等、かなりロータリーの諸規定に精通した会員によって構成する必要があると共に、ある程度の継続性が要求される委員会とも言えます。  
　この委員会を設置していないクラブにおいては、ロータリー情報委員会がこの職務を代行するのが妥当と思われます。

**にこにこ委員会**

**会費とニコニコ箱**

何か嬉しいことやおめでたいことがあった場合に、何がしかのお金を出すというニコニコ箱の制度は、1936年7月に大阪クラブで始められたというのが定説になっていますが、それより以前に東京クラブで、既にこの制度があったという話もあって、何れが正しいかは定かではありません。Smile Boxなどという名前もついていることから、世界のロータリークラブで共通の制度と思われがちですが、このニコニコ箱の制度は日本独特のもので、外国にはありません。外国でこれに似た制度をやっているクラブがあるとすれば、日本の制度を模倣したものと考えたほうがいいと思います。

日本では殆どのクラブがニコニコ箱を設け、SAAが集金や管理をしています。むしろ、ニコニコ箱の集金係としてSAAがいるような状態ですが、外国ではSAAの役割はあくまで会場の管理監督であって、募金の管理はその募金を必要とする委員会の役割です。

**いわゆる会費は次の4種類に分類されます。**  
**①   RIや地区へ支払う分担金**RIへの人頭分担金はRI定款・細則によって定められており、クラブで年度始めの会員数に従って一括して支払う義務があります。  
地区への分担金は、地区資金および地区活動資金の名目で、地区内の会長幹事会に諮って定められます。いかなる理由があってもこれを免除することはできません。  
それ以外に会員の義務として支払わなければならないものに雑誌購読料があります。  
  
**②   クラブ管理運営のための資金(純粋な意味での会費)**クラブ事務局を維持したり、会報を出したり、クラブを維持管理する活動、すなわちクラブ奉仕関連の委員会活動をおこなうための、いわゆる純粋な会費の部分です。  
ロータリーの会員制度は、すべての会員を平等に扱いますから、会費負担平等の原則から、この会費は平等に負担しなければなりません。たとえ高齢の年金生活者であっても、会費減免制度をとることはできません。これは入会金にも当てはまります。  
  
**③   ニコニコ箱資金**ニコニコ箱は任意の寄付であり、当然のことながら金額や頻度に関する制限は一切ありません。個人によってその金額に差がありますから、これを、いわゆる一般会費に流用すると、会費負担の平等性が崩れることになります。任意の寄付によって成り立っている三大奉仕部門にしか使うことができない理由はここにあります。  
ニコニコ箱制度のない外国では、この三大奉仕部門の資金をどのようにして集めているのでしょうか。  
ロータリーの歴史を調べると、ロータリークラブが奉仕活動をするときには、目的別募金活動をしていたことが判ります。Golden Strandには、愛馬を亡くした農夫に新しい馬を買い与えようという動議がだされ、その動議がクラブ理事会で採択されると、その目的のための募金活動が始まったという記述があります。  
現在でも、個々の国際奉仕活動や社会奉仕活動について、それぞれ目的別の募金活動を行い、その集まった資金の範囲内で奉仕活動が行われています。  
目的もなしに、ニコニコ箱のお金を集め、使わないままに翌年に繰り越したり、何とか消化しようと無理をして、くだらない社交的な寄付をするよりも、よっぽど合理的だと思うのですが、皆様はいかがお考えですか。  
 **④   食費**食費を会費に含めて徴収しているのは日本だけの特徴です。外国のクラブではその都度食費を別に支払ったり、めいめいが好きな食事のクーポンを買ったりします。  
食費は日本と比べると桁違いに安く、アメリカの場合は、大都市のクラブで15$くらい、地方では5-10$といったところです。

**プログラム委員会**

　クラブの公式行事、特別行事については、理事会および委員会と充分協議し、これに会員の卓話を加えた年間プログラムを年度始めまでに策定すると共に、その例会プログラムが完全に実行されるまでのあらゆる手配をしなければなりません。プログラムの策定に当たっては、安易に例会日時や場所を変更しないように留意すべきです。

公式行事プログラム  
　◎年次総会  
　◎国際大会、地区大会、地区協議会、ＩＭおよびその報告会  
　◎ロータリー創立記念日、クラブ創立記念日  
　◎アッセンブリー、フォーラム  
　◎特別行事

クラブだけでなく、ロータリアン一人ひとりが、ロータリーの活動に参加するよう強調するため、国際ロータリー（ＲＩ）理事会が指定した月間のことです。

**8月：会員増強・新クラブ結成推進月間**

**9月：基本的教育と識字率向上月間**

**10月：経済と地域社会の発展月間**

**11月：ロータリー財団月間**

**12月：疾病予防と治療月間**

**1月：職業奉仕月間**

**2月：平和と紛争予防／紛争解決月間**

**3月：水と衛生月間**

**4月：母子の健康月間**

**5月：青少年奉仕月間**

**6月：ロータリー親睦活動月間**

**◆ ロータリー特別週間　Special Weeks in Rotary**  
  
**「世界インターアクト週間（11月5日を含む1週間）」（World Interact Week）**  
ＲＩ理事会は、ロータリークラブとインターアクトクラブに、11月5日を含む1週間を「世界インターアクト週間」として遵守するように奨励しています。それは、ロータリークラブとインターアクトクラブを「顕著であり、国際規模の活動」に参加させるためです。   
  
**「追悼記念週間（1月27日を含む1週間）」（Remembrance Week）**  
1947年1月27日は、ロータリーの創始者・ポール・ハリスの命日です。1989年10～11月の理事会において、毎年この1月27日を含む1週間を、物故ロータリアンの冥福を祈り、生前の貢献を記念する週間として「追悼記念週間」と指定しました。   
  
**「世界理解と平和週間（2月23日～3月1日）」（World Understanding and Peace Week）**   
1905年2月23日は、ロータリーの創始者・ポール・ハリスが、友人3人と最初に会合をもった日です。この2月23日を祝う創立記念日は、「世界理解と平和の日」（World Understanding and Peace Day）として遵守されます。この日、各クラブは、国際理解、友情、平和へのロータリーの献身を特に認め、強調しなければなりません。理事会は、この2月23日に始まる1週間を「世界理解と平和週間」と呼び、ロータリーの奉仕活動を強調することを決議しています。  
  
**「世界ローターアクト週間（3月13日を含む1週間）」（World Rotaract Week）**  
1993年、ＲＩ理事会はＲＡの創立25周年を記念して、3月13日を含む1週間を「世界ローターアクト週間」に指定しました。   
各ＲＣには、地元のＲＡＣとの共同プロジェクトや、親睦活動に参加するよう、呼びかけを行っています。参加により、ロータリアンは、ローターアクターから、若いエネルギーや、新しいアイデア、労力を得ることができますし、ローターアクターは、ロータリアンから深い知識や経験を学ぶことができます。

**学友参加推進週間（Alumni Reconnect Week）**2015年10月1～8日

**地元ロータリークラブと一緒に活動しよう**

2015年10月1～8日は「学友参加推進週間（Alumni Reconnect Week）」です。この特別週間を機に、地元ロータリークラブと活動したり、交流を深めませんか？世界には、この週間中にボランティア活動や特別イベントを企画しているクラブが多くあります。皆さんの地域でも、ロータリー地区学友委員長からお知らせがあるかもしれません。

◆ 日本独自の強調月間として

9月　ロータリーの友月間  
10月　米山月間

**会合のプログラム：工夫を凝らした企画を**

管理運営委員会は、すべての会合の議題とプログラムを企画します。

**例会**

創意工夫を凝らし、会員が出席したいと思うような例会にしましょう。さまざまな会員の関心に応じて、多種多様な内容や形式を取り入れることも大切です。

**例会のアイデア**

• クラブが実施している活動やプロジェクトの状況報告、会員が参加できる活動や行事の

予告、クラブが取り組むことのできる地元のニーズや問題の検討を行う

• 親睦とネットワークづくりを中心とした例会を開く

• 各例会の計画を担当する委員を割り当てる

• 特別月間／週間にちなんだテーマで例会を開く（年間予定表を参照のこと）

• 講演者が直前にキャンセルした場合や予期せずプログラムが中止された場合に備え、予

備プランを考えておく（例：心に残るロータリーでの体験を会員に話してもらう、ロータリーの動画を上映する、など）

• ロータリープログラムの元参加者（元奨学生や元交換留学生など）を招き、体験を語っ

てもらう

**会員の卓話によるプログラム**  
　年間約50回の例会のうち、公式行事を除けば、20乃至30回しか会員の卓話はないことになる。２、３年間の卓話リストを調べて、全会員に公平に卓話の機会を与えるように配慮する必要がある。   
　例会の円滑な運営を図るため、プログラムの変更の必要が生じた場合は、速やかな処置が必要である。万一、プログラムの変更や取消があった場合は、幹事を通じて理事会に報告すると共に、代わりのプログラムを策定しなければならない。  
　卓話担当の会員には、事前に卓話依頼書を渡して演題を決定してもらって、幹事とクラブ会報委員会に報告すると共に、週報で予告し、終了後は礼状をだす配慮も必要であろう。事業上の発想の交換が卓話の始まりであるという前提から、卓話は会員自らが行うのが原則であるが、同業種の専門家に依頼したり、特別月間行事などで外部から講師を呼ぶ場合もある。その場合の謝礼は卓話を依頼した会員または委員会の負担とする。  
　卓話時間は通常30分間になっているが、例会時間や卓話時間に対する正式な定めはない。外国では例会時間が2-3時間かかるのも珍しいことではない。特別な場合はＳＡＡの権限で卓話時間を延長することも可能である。ロータリアン以外の人に卓話を依頼する場合は、事前に卓話時間を徹底しておく方が無難である。   
　週報用記載用の原稿を、事務局員まかせにしているクラブもあるが、委員会活動はロータリアン自らが行わなければならない。プログラム委員会の責任の下で週報用の抄録を卓話者に書いてもう習慣をつけておけば、週報編集者の負担が軽減できる。

**会員増強委員会**

近年特に会員増強の必要性が強調されています。クラブの親睦と財政のバランスを考えると60乃至70名が適正だと考えているクラブが多いが、適正人数にこだわって会員増強を疎かにすれば、確実に平均年齢が上昇し世代交代もうまく行われない結果となります。常に会員増強を図り、適正な人数を超えた場合は、それを拡大のチャンスと考える方がより合理的です。会員増強は委員会のみの活動ではなく、会員全体の努力が必要であり、絶えずクラブの職業分類表を検討して会員の協力を得ながら、未充填の職業分類を充填する適当な人を理事会に推薦しなければなりません。日本におけるロータリークラブの会員の平均年齢はおしなべて高く、20代30代で入会する人は極めて少ないのは、会員の質を世俗の論理に従って社会的に著名な人や完成された人と誤解した結果ではないでしょうか。

ロータリーが定義するロータリアンの質とは、ロータリーライフを通じて将来素晴らしいロータリアンに成長する素質があるかどうかであり、クラブを奉仕の理念を育み人間性を高める人生の道場と考えるのならば、入会は若ければ若いほど良いことは明らかです。   
　ロータリーには自らが入会を申し出る制度がないで、会員の推薦がなければ入会することは出来きません。新入会員にも会員推薦の権利は等しく付与されていますが、ロータリーに関する理解や知識の不足を考え、ロータリー歴三年以上の会員に共同推薦者を依頼することが望ましいでしょう。共同推薦者は、必ず事前に新入会候補者と面談し、知己を深めた上で推薦書に署名することが望ましいと思われます。  
　なお、退会防止も立派な会員増強の活動であることを忘れてはなりません。

◎ロータリー増強月間行事( 8月)を主催する。   
◎規模の小さいクラブでは、会員増強委員会と職業分類委員会を統合している例もある。

**会員増強委員会の役割と任務**

1. クラブの職業分類表を絶えず検討し、未充填職業分類を適格な会員候補者で充填すること。

2. クラブが会員増強に積極的に取り組むように配慮する。

3. 会員増強は必ずしも質の低下に繋がらないことを認識して、会員総数の上限をもうけるべきではない。

近年特に会員増強の必要性が強調されている。クラブの親睦と財政のバランスを考えると50乃至60名が適正だと考えているクラブが多いが、適正人数にこだわって会員増強を疎かにすれば、確实に平均年齢が上昇し世代交代もうまく行われない結果となります。 会員増強は委員会のみの活動ではなく、会員全体の努力が必要であり、絶えずクラブの職業分類表を検討しながら、未充填の職業分類を充填する適当な人を理事会に推薦しなければならない。 クラブ会員の平均年齢を引き下げるように努力しなければなりません。若い会員は、クラブに活力と新鮮な考え方をもたらす。ロータリアンの質とは、ロータリー・ライフを通じて将来素晴らしいロータリアンに成長する素質があるかどうかであり、クラブを奉仕の理念を育み人間性を高める人生の道場と考えるのならば、入会は若ければ若いほど良いことは明らかです。

**会員増強の対象**

1. 新会員推薦は各ロータリアンの責務であることを印象づける。

2. 例会で、未充填職業分類表を発表する。

3. クラブ会報に、未充填職業分類表や会員増強に関する記事を掲載する。

4. クラブの全会員に、一人ずつ候補者を割り当てる。

5. 例会において、推薦手続きを含む会員増強のプログラムを实施する。

6. クラブアッセンブリーやクラブフォーラムで会員増強の必要性を強調する。

7. 会員増強に関する資料を配布する。

8. 会員増強目標の進捗状況をクラブ会報や、例会で報告する。

9. 事業所の開設や移転等、会員増強に影響を及ぼす地域社会の変化を把握する。

10. 会員の退会を防止する。

11. 8月の会員増強および拡大月間に、特別プログラムを实施する。

**拡大委員会**

拡大委員会を常置しているクラブは少なく、ほとんどの場合は、拡大の兆しが現れたときに、初めて親クラブに設置される特別委員会である。特別代表と新クラブのキーメンバーの活動を補助して、設立までの一切の作業を補助すると共に、設立後のほぼ一年間は、クラブの運営が軌道に乗るように、特にロータリー情報の提供等の援助を行います。  
　拡大には、親クラブから何人かが子クラブ移って、それに新会員が加わる場合と、全く新しい会員のみで設立する場合があります。日本では後者のケースが多いようですが、増殖し細胞分裂が起こって新しい個体が生まれるという自然界の摂理からも、前者による拡大の方が好ましいようです。泣く泣く移るのではなくて、我を競って新クラブに参画したくなるような子クラブを作りたいものです。

**職業分類委員会**

ロータリークラブが職業分類クラブであるという前提から、本来ならばＲＩが管理すべき事項ですが、ＲＩは1963年に「職業分類の概要」を発行して以来、職業分類表の改訂をふくめた一切の活動を放棄したままで今日に至っています。従ってクラブレベルで地域の職業の横断面をとらえた充填未充填の職業分類表を作製して、会員増強を円滑に進めるための基礎資料とする必要があります。

ロータリーの一人一業種制は、なるべく多くの業務にロータリアンを派遣することにあるのですから、職業別電話帳などを利用して職業調査を行い、地域のあらゆる職業の横断面をとらえた職業分類表を作製して、8月31日までに理事会に提出することになっています。   
　入会候補者の職業に合わせて職業分類を開放するのではなく、年度始めに計画した会員増強の方針に従って、あらかじめ未充填職業分類表を作って、それに合わせて会員増強を図るべきです。未充填職業分類表は会員増強計画に合わせて毎年見直されるべきであり、空席となった職業分類を、充填する意思もなしに漫然と開放しておくべきではありません。  
　常に職業分類表の見直しを行い、必要に応じて、充填されている現会員の職業分類を再検討して、理事会に報告する必要がありますが、あくまでクラブが会員に貸与しているものであり、会員の希望によって安易に変更される性質のものではありません。  
　規模の小さいクラブでは、会員増強委員会と統合している例もあります。

2001年規定審議会に提案された01-148「職業分類の原則を保持して、クラブ会員の種類を正会員と名誉会員に簡素化する件」が404対76の評決によって採択された結果、会員種類の簡素化と共に、一人一業種による職業分類制度が緩和され、50人未満のクラブは一業種5名まで、50人以上のクラブは10%までの入会が可能となりました。 一人一業種を緩和しようという提案が、毎回のように規定審議会に出されてきた経緯から考えて、終に来るべきものが来たという感じです。 ロータリーのロータリーたる所以と言われてきた、職業分類制度と毎週1回の例会開催という二つの牙城の一角が崩れた現在、なんとか毎週1回の例会開催だけは守り抜きたいと念じております。 一人一業種の職業分類制度が考え出された本来の理由は、クラブの親睦を保つためであり、どんなことでも腹蔵なく話し合える雰囲気を作るためには、利害関係のある同業者を排除すべきだという考え方からです。 しかし、ロータリーが閉鎖的、特権的であるという世間一般からの非難に対抗するために、現在では、ロータリーの奉仕理念を地域社会全体に広げるために、地域社会のあらゆる職種にロータリーの代表を送り込む必要があり、そのためには一人一業種でなるべく多くの職種を網羅する方が効率的であるという考え方に変化しています。 さて、クラブ親睦を守るために同業者を排除するのならば、すでに会員になっている人が同じクラブに入ることを同意した同業者の場合はどうかという疑問が浮かんできます。これに忚えるために作られた規約が、1915年に採用されたアディショナル会員制度です。日本人ロータリアン第一号である福島喜三次が、すでにロータリアンであった現地会社の社長のアディショナル正会員として、ダラス・クラブに所属していたことは有名な話です。厳密に考えれば、1915年、すなわちロータリーが出来て僅か10年で、一人一業種制度は崩れたことになります。

1930年にはパストサービス会員が生まれました。現役を離れたとはいえ、全く関係がなくなったわけではありません。自分の事業の後継者が会員なっているのならばともかく、全く関係のない同業者が会員になれば、クラブの親睦を保つことが出来るでしょうか。 次いで1939年にはシニアアクチブ会員制度が採用されました。入会年齢によって差があるものの、5年から15年の在籍で、ロータリーの世界では現役をリタイアしたものとみなされて、同業者の入会が許されるわけです。 当初は、シニアアクチブ会員への移行は、本人の同意が必要でしたが、1970年からは自動的移行となり、いまだ現役で事業に携わっているにもかかわらず、一方的に職業分類を剥奪されたシニアアクチブ会員と、同業者の正会員が、一つクラブに存在するという奇妙な現实が生じてきました。 さて、旧定款の下で、一業種に何人の会員が在籍可能だったのでしょうか。 正会員、シニアアクチブ会員、パストサービス会員、アディショナル正会員(3カテゴリーからそれぞれ1名、合計3名)、名誉会員。旧定款の下でも、一業種について7名の会員の在籍が認められていたわけで、ロータリーの一人一業種の原則は、制度上からもすでに崩壊していたわけです。 さらに職業分類そのものもあいまいなものになってきました。

　先にも述べましたが従来は、RIが大分類、中分類、小分類からなる標準職業分類表を作って、各クラブはそれに従って、会員に職業分類を貸与していました。しかしRIは、1963年の「職業分類の概要」の発行を最後に、標準職業分類表の発行を含めたあらゆる作業を中止したままで、現在に至っています。 従ってそれ以降は、職業分類の決定は各クラブに任されたため、勝手気ままな職業分類の細分化が行われるようになりました。一般弁護士、民事弁護士、刑事弁護士、国際弁護士、また、商業銀行、工業銀行、外為銀行、こんな小手先の職業分類の細分化と、本来の目的であるクラブ内の親睦を深めるための一人一業種制度と一体どんな関係があるのでしょうか。 このようにして、運営上からも職業分類制度は崩壊していったわけです。

なぜ、「一人一業種制度」がロータリー運動の必要条件と言われてきたかを考えてみましょう。 ロータリー創立の動機は「親睦」にあります。もし、同業者が同じクラブ内にいれば、真底心を開いて語り合うことはできません。事業上のトップシークレットを語り合う発想の交換も、同業者がいては満足にできません。従って、クラブ内におけるゆるぎなき純粋親睦を守るための方策として「一人一業種制度」が生まれたのだと考えるべきでしょう。幸い、会員選考の方法はクラブ細則で定めますから、クラブの親睦を阻害しない会員選考の方法を規定して、運用面からトラブルを解決する方法はあります。ドクターマン元会長が言っているように、50人未満のクラブは一業種5名まで、50人以上のクラブは10%までの入会が可能となった規約改定は、「近所で張り合っている利害関係のある同業者を入れるため」ではありませんから、そのようなことが起こらないように、クラブ細則で規制すればいいのです。 たとえば、7 Days Noticeで入会の是非を問うときに、一人でも反対の会員がいれば入会を認めないとか、理事会の最終決定の時に、全員一致を原則とするように細則を定めておけば、不満のある会員の意見を反映できることになります。 もちろん反対の意見は、恣意あるものであってはならないことは当然ですが、すでに会員であるロータリアンの当然の権利を守ることも大切です。

「一人一業種制度」がロータリーの必要条件であるという考えは変わりませんが、これが変更された現在、クラブ親睦の前提として、お互いが仲良く共存できる同業者に限って入会を認めるというように細則を改正することは可能です。

**会員選考委員会**

新入会員として推薦を受けた人を、個人的な面から検討し、一般的な適格性並びに職業上の地位を評価して、その人格を徹底的に調査して、その結果を理事会に報告する。  
　選考に当っては、「あらゆる有用な業務は尊重される」というロータリーの原則に従い、職業の貴賤を基準にしてはならないが、特に地方支店の支店長や管理職の場合は、ロータリーの職業奉仕理念に反する行為を企業の上層部から指示された場合に、これを拒否できる裁量権を持っているかどうかを判断することが重要なポイントになる。ロータリークラブが個人を選考するという前提から、特定の地方支店の管理者が自動的に入会するという習慣は中止すべきであろう。調査結果の報告は理事会に対してのみ行い、みだりに他の会員や第三者に洩らすべきではない。  
　本人の調査に当って、外部調査機関に調査を依頼することは事実上不可能であり、推薦者の資質が判断基準になることもあり得る。クラブのもめ事の大半は新入会員の選考をめぐって起る。判断を誤れば、会員増強どころか、推薦者の退会にも発展し兼ねないことを考えて、クラブ細則の手順に厳密に従った会員選考を行うことが望ましい。   
　ロータリークラブを職業分類クラブと定義するならば、世の中のあらゆる有用な職業にロータリアンを派遣する必要があり、女性に特有な職業からは女性の会員を入会させる必要が生じてくる。女性であるという理由で入会を拒否することはできないが、親睦を重んじるという社交クラブとしての側面も尊重されるべきであり、会員のコンセンサスを得た上での処理が必要となってくる。

**会員選考委員会の役割と任務**

新入会員として推薦を受けたすべての人を、個人的な面から検討し、一般的な適格性並びに職業上の地位を評価して、その人格を徹底的に調査して、その結果を理事会に報告する。 会員候補者の評価基準

**1. 本人の人格に対する、業界や所属団体や地域社会の評判**

1) ロータリークラブに入会したいために、意図的に都合の悪いことを隠蔽したり、虚偽の申告をしていないかどうか。

2) 適格性の問題で、他のクラブを退会したり、クラブ間をたらい廻しにされた経緯がない  
　 か。

3) 暴力団との繋がりはないか。

4) 裁量権を持っているかどうか。

**2. 事業所の評判**

1) その事業は正業であるかどうか。

2) 事業所に対する、業界や所属団体や地域社会の評判

3. 奉仕の精神を備えているかどうか。

4. 会員としての財政的な義務を果たせるか。

5. 例会に規則正しく出席できるか。

女性会員の選考について ロータリークラブを職業分類クラブと定義するならば、世の中のあらゆる有用な職業にロータリアンを派遣する必要があり、女性に特有な職業からは女性の会員を入会させる必要が生じてくる。女性であるという理由で入会を拒否することはできないが、親睦を重んじるという社交クラブとしての側面も尊重しなければならないので、会員のコンセンサスを得た上で、クラブ理事会が決定すべきである。

**ただし、２０１６年規定審議会で、会員身分に関する規定の例外が認められた。**

**それによって、　正会員のサブカテゴリーに準会員、家族会員などが可能となった。**

**標準ロータリークラブ定款＊**

**第10条 会員身分に関する規定の例外**

本定款の第9条第2節と第4～8節従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

（＊ただし、これらの標準ロータリークラブ定款の日本語訳は正式翻訳がRIから示される前の暫定である）

**第~~7~~9条　会員身分**

**第1節 ― 全般的資格条件**。本クラブは、~~善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者~~善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある人によって構成されるものとする。

**第2節 ― 種類**。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

**第3節 ― 正会員**。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

**~~第4節 ― 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン~~**~~。~~

~~(a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求すべきである。本節の下における移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。~~（注：金銭的債務を削除の修正案可決）

~~(b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から30日以内にそのような文書を提供しなかった場合、当該会員は本クラブに対して債務を負っていないと見なされるものとする。~~ （注：移籍ロータリアン･元ロータリアン規定はRI細則4.030.に統一存続）

**第~~5~~4節 ―衛星クラブの会員**。衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

**第~~6~~5節 ―二重会員**。同時に、本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。~~また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。~~

**第~~7~~6節 ― 名誉会員**。

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を~~末永く~~支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、~~入会金および~~会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

**第~~8~~7節 ― 公職に就いている人**。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

**第~~9~~8節 ― RIの職員**。本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

**参考資料：　女性会員の現状**

**世界と日本の状況：**

日本・・・　5.34％　　2650地区　4.04％

世界・・・　19.92％

(アメリカ：27.91％、台湾：30.78％、韓国：16.63％、タイ：34.45％）

**女性会員の歴史：**

**1950年**

1950年RI国際大会にて、インドのロータリークラブが、標準ロータリークラブ定款から「男性（male）」という言葉を削除するという審議会への制定案を提案。

**1964年**

規定審議会の議題に、セイロン（現在のスリランカ）のロータリークラブから提案された、ロータリークラブへ女性の入会を認めるという制定案が掲載される。代表議員はこれを否決。このほかに、女性に名誉会員の資格を与えるという2つの提案も否決される。

**1972年**

職場で高い地位に就く女性が増えるにつれ、女性会員を支持するクラブの声が高まる。1972年規定審議会で、米国のロータリークラブがロータリーへの女性入会を提案。

**1977年**

1977年RI国際大会で、女性会員を認める3つの立法案を規定審議会に提出することとなる。ブラジルのクラブは、女性を名誉会員として認める立法案を別途作成。

米国カリフォルニア州デュアルテ・ロータリークラブは、RI定款と標準ロータリークラブ定款に反しながらも、女性の会員を入会させる。この違反から、同クラブは、1978年3月に国際ロータリーへの加盟を終結されるが、1986年9月に復帰加盟。

**1980年**

RI理事会、インド、スウェーデン、スイス、米国のロータリークラブが、RIとクラブの定款および細則から、会員を「男の人（male persons）」として言及する箇所をすべて削除する制定案を提案。

**1983-86年**

1983年にデュアルテ・クラブが起こした訴訟で、カリフォルニア州最高裁判所は国際ロータリーを支持する判決を下す。カリフォルニア州のロータリークラブでは引き続き、性別が会員の資格要件となる。1986年、控訴裁判所は下級裁判所の判決を覆し、カリフォルニア州では男性のみを会員とする規定を施行できないとする。カリフォルニア州最高裁はこの決定を退け、米国連邦最高裁判所に控訴。

**1987年**

5月4日、米国連邦最高裁判所は、ロータリークラブが性別を理由に女性を会員として拒否することはできないという判決を下す。ロータリーは方針声明を発表し、米国のロータリークラブは、資格を満たす女性を入会させることができるとする。理事会は「米国のクラブは、性別に関係なく、会員候補者を公正に検討するよう奨励する」ようになる。

5月28日に結成された、カリフォルニア州のマリン・サンライズ・ロータリークラブ（旧ラークスパー・ランディング・クラブ）が、連邦最高裁の判決から初めて、女性の設立会員を含めたクラブとなる。初の女性クラブ会長は、デュアルテ・ロータリークラブ（カリフォルニア州）のシルビア・ウィットロック氏。

**1988年**

11月理事会は、カナダでも米国最高裁判決と同様の法律があることを根拠に、カナダのロータリークラブが女性会員を入会させる権利を認めると方針声明を発表。

**1989年**

米国最高裁の1987年判決から初めて開かれた規定審議会で、ロータリークラブの会員は男性に限られるとするRI定款の要件を削除するよう可決。女性は世界中のロータリークラブで入会が認められることとなる。   
日本最初の女性会員誕生（第2500 地区 清水RC）

**1990年**

6月、全世界の女性ロータリアンの数は20,200人を記録。

**1995年**

7月、8名の女性が選出され、地区ガバナーに就任。

**2005年**

キャロライン E. ジョーンズ氏が女性として初めてロータリー財団管理委員に任命され、2005年から2009年までの任期に就く。

**2007年**

7月、63名の女性が地区ガバナーに就任。世界で25,227のクラブに女性会員が在籍。女性のロータリアン数は177,859人に。   
2630地区の田中稔子氏（桑名北ＲＣ）が日本初の女性ガバナーに就任。

**2008年**

カトリーヌ・ノワイエ・リボー氏が女性で初めてRI理事に任命され、任期を開始。リボー氏は2010年6月までの任期を務める。

**2009年**

全世界で187,967人の女性ロータリアンが活動し、63人が地区ガバナーに就任。

**2010年**

全世界で女性会員が199,000人以上に。地区ガバナーに就任する女性会員も増加。

**2012年**

エリザベス S. デマレイ氏が女性で初めてRI財務長に就任。

**2013年**

アン L. マシューズ氏が女性で初めてRI副会長に（Columbia East ロータリークラブ所属　米国（サウスカロライナ州））が就任。

2013～14年度は、アン L. マシューズ副会長のほか、3名の女性理事が就任。  
ルイス・ジアイ元RI会長のルイス・ジアイ元会長の配偶者セリア・エレナ・クルス・デ・ジアイ氏（2013-15年度の理事）もその一人である。

（引用記事：Susan Hanf、Donna Polydoros  　国際ロータリー・ニュース：2009年10月5日より抜粋）一部編集追加。

**女性の活躍：**

**ロータリー世界平和奨学生の先駆者  
前国連難民高等弁務官・緒方貞子の人と業績**

国連難民高等弁務官事務所 **UNHCR（United Nations high commissioner for refugees）**  
  
　1991年2月、63歳で第８代の国連難民高等弁務官に就任以来、　３期10年にわたって難民の支援に尽力し、2000年12月退任した緒方貞子氏のことを、海外のジャーナリズムは「小さな巨人」と呼んだ。　　難民の世紀と呼ばれた2０世紀、その最後の１０年間は旧ユーゴスラビア、ルワンダ、東チモール、コソボと世界各地で内戦や民族紛争が頻発し、難民が急増した時代であったが、彼女はこの時代に、人間の尊厳を全うするために、あらゆることをしても守らなければならないと考え、これまでの常識を破り、新しい枠組みをつくり、難民支援に尽力したのである。

　彼女は1927年（昭和2年）、外交官の家に生れ、祖父は元外務大臣の芳沢謙吉氏、曽祖父は元総理大臣の犬養毅（つよし）氏であった。  
　24歳の時に、女性として日本で最初（全体でも日本から２人目）のロータリー財団フェローに選ばれ、ワシントンD.C.にあるジョージタウン大学で国際政治学の勉強を始めた。  
　1953年には同大学から修士号を授与され、10年後にはカリフォルニア大学バークレー校で政治学の博士号を得た。（満州事変の研究）  
　その後、日本に帰って上智大学教授となったが、彼女の国際外交のキャリアは、1969年に国連ゼネラル・アッセンブリーの代表になったことに始まり、1971年には日本の国連代表部公使に就任、その後ユニセフの実行委員会委員長や国連人権委員会における日本の代表などの要職に就いた。そして、1991年に国連から女性で最初の難民高等弁務官に選任されたのである。

　つまり、彼女はこれから平和と紛争解決を専門とする国際問題研究に従事する「ロータリー世界平和奨学生」の先駆者であり、絶好のモデルとなる人物である。  
　そして、このような人を一人でも多くつくって世界に送り出すことが、これからのロータリーに課せられた責務ではないでしょうか。

緒方貞子語録：

ロータリー財団奨学生（1951～52）として、

『ロータリーは、現在もまだ続けているコースに私を乗せてくれました。　もし私が国際親善奨学生としてアメリカの大学に行かなかったならば、国際理解の研究に従事しようとは思わなかったでしょう。』

最後のUNHCR執行委員会で、10年を振りかえり世界の人々に次のように呼びかけた。

* 故郷に帰り、手をたたいて喜ぶ人々、死にゆく子どもたち、助けを求める年老いた女性、難民達の表情にわたし達の成功と失敗が刻み込まれています。成功には勇気づけられました。
* 人々の苦しみに接するたびに、わきあがった怒りと悲しみが、この仕事を続ける原動力でした。
* 家を追われ、貧困に苦しむ難民を支援するために、最前線で闘ったすべての人々に尊厳を。　そして、誰よりも難民に尊厳を。

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**クラブ研修委員会**

**8.080. クラブレベルの研修**

**8.080.1. クラブ研修リーダー**

クラブ会長エレクトは、次年度中に、クラブの研修プランを監督するクラブ研修リーダーを1 名任命してもよい。クラブ研修リーダーの任期は1 年であり、連続で就任できる任期は三期までとする。クラブ研修リーダーは、すべての研修ニーズが満たされるようクラブ理事会および各種委員会と協力し、また、支援とアイデアを得るために、地区研修委員会、クラブを担当するガバナー補佐、地区ガバナーと協力しなければならない。

（2006 年11 月理事会会合、決定104 号）

Source: November 2006 Mtg., Bd. Dec. 104

**8.080.2. Club Training Plan クラブの研修プラン**

クラブは以下を確実にするための包括的研修プランを作成すべきである。

1.クラブ指導者が、適宜、地区研修会合に出席する。

2.新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的に実施する。

3.現会員のために継続的教育の機会を提供する。

4. 会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする

（2006 年11 月理事会会合、決定104 号）。

Source: November 2006 Mtg., Bd. Dec. 104

**8.080.3. クラブ指導者育成セミナー**

**目的**

クラブ会員の指導力を育成することで、職業における日々の仕事を充実させ、将来のクラブ指導者を育成すること。

**参加者;**

関心のあるロータリアン

**推奨される議題**

 コミュニケーション技能

 指導方法

 ボランティアの指導と意欲喚起

 個人指導

 時間管理

 目標設定と説明責任

 戦略計画

 倫理（四つのテスト）

 統一見解の構築

 チームワーク

**主催者:**

クラブ研修リーダー、クラブ会長、ガバナー補佐、地区研修委員会

（2006 年11 月理事会会合、決定107 号）

Source: November 2006 Mtg., Bd. Dec. 107

**ロータリー情報委員会**

クラブ奉仕を通じてロータリーを身につけるために、Ｒ-情報はロータリアンにとってなくてはならない栄養源です。この場合、ファンダメンタルな情報は不可欠な要素ですが、これにカレント・トピックス的な新しい情報を加味しないと、年と共に変化しているロータリーについて行けなくなります。  
つまり、ロータリーは年と共に変化しています－（即ち、時代のニーズに応じて規則の一部や奉仕の形態が変わってきます）－ので、ただ本質を理解するだけでは時代遅れになります。したがって、古い会員を含めて全会員が時々その知識を入れ替え、常に新しくしておく必要があります。

**ロータリー情報の目的**  
・単に定款・細則やロータリー用語の解説に終始していいものでしょうか？  
・ロータリーについて何か感動を与え、自らがもっとロータリーを知ろうとする、そして一人でも多くの会員にロータリーが好きになるきっかけを与えることが大切ではないでしょうか。今、ロータリーにとって一番大切なことは会員一人一人が真の良きロータリアンになることです。ロータリー情報、それは感動の泉なのです。

**ロータリー情報委員会の役割と責務**

入会候補者や新入会員に、推薦者と共に、ロータリアンの特権と責務に関する情報を提供すると共に、会員に絶えずロータリーの歴史、綱領、規模、活動に関する情報と、ＲＩの管理運営の動向についての情報を提供する。  
　三名以上の委員をそれぞれ一年、二年、三年の任期で任命する。  
◎新入会員（入会三年未満）情報教育プログラム  
　ロータリーの基礎知識や考え方についての理解が乏しく、不正確な解釈や疑問を抱いたままになっているケースも多い。ロータリーの基礎知識や基本的な考え方についての正確な情報を提供する必要がある。  
◎中堅会員（三年～十年）勉強会プログラム  
　委員会活動や奉仕活動の実践の経験を経て、ロータリーに関する理解度は高まってはいるが、まだ不十分であったり、中には間違って理解したままになっているケースもある。更に内容の充実した正確な知識と、正しい考え方について、充分な情報を提供し、軌道修正を図るプログラムである。  
◎古い会員の研修会プログラム  
　ロータリーに関する知識と理解も深まり、豊かな経験を積んでいるが、更により高い完成度を持ったロータリアンを目指して、たゆまぬ努力が必要である。理論、実践両面でロータリーを理論づけるプログラムが必要となる。

**具体的活動内容**

1. 入会候補者にロータリークラブにおける会員の特典と責務に関する情報を提供する。

　入会候補者クラブの例会や奉仕プロジェクトに招待して、ロータリーの活動を見る機会  
　を与える。入会式で提供する資料の選定。

2. 会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供する。

3. 入会してから、最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。

4. ロータリー情報に関する特別プログラムを実施する。

5. クラブ創立記念日、ロータリー創立記念日の特別プログラムを实施する。

6. ロータリーの歴史や奉仕理念に関するフォーラムや勉強会を実施する。

7. クラブ会報に、RIの各種プログラム、諸会合、その他のニュース等をロータリー情報と  
して掲載する。

8. 例会において3(5)分間情報を提供する。

9. ロータリー出版物の紹介

10.クラブ会報委員会、プログラム委員会、広報委員会との緊密な提携が必要。

11. 規定審議会によりＲＩ定款・細則、クラブ定款の改正が行われた時には、その是非についてのクラブの意見集約および、情報提供を行う。

**奉仕プロジェクト委員会**

クラブ奉仕プロジェクト委員会の役割は、地域社会の重要なニーズに応える奉仕活動の実

施を助けることです。

責務

**委員会の任務と責務**

* プロジェクトを計画、実施、評価する。
* 会長エレクトを協力して委員の人選と研修を行う。地域社会でのクラブの存在感を高めるような看板プロジェクトを検討する。
* 必要に応じて小委員会を設ける（職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕、ファンドレイジングなど）。
* プロジェクトの効果を最大限に高めるため、他団体、ボランティア、委員と協力する。
* 定期的に委員会会合を開き、活動を計画する。プロジェクトのための資金調達を行う。
* クラブ目標を支える委員会目標を立て、目標に向けた委員会の活動状況を随時確認する。
* クラブのプロジェクトや活動に関連する賠償責任について理解する。
* 委員会予算を管理する。広報委員会と協力してプロジェクトの広報を行う。
* クラブのほかの委員会と協力する。
* 複数クラブでの合同活動において地区委員会と協力する。
* ほかのクラブとの合同プロジェクトを実施する。
* 委員会の活動状況について、会長、理事会、クラブ全体に報告する。
* そのほかにクラブが委員会に割り当てている役割を担う。

**奉仕プロジェクトを実施する**

奉仕プロジェクト委員会は、限りある資金と会員の知識や経験を生かし、地域社会のニーズに沿った奉仕プロジェクトを企画、実行します。実行スケジュールを立て、成果を具体的に測るための基準を定め、利用できるリソースや手段を書き出してみましょう。以下の計画と実施のステップを参考に、クラブに合った方法で奉仕プロジェクトを実施してください。

**1. 現状を把握する**

効果的な奉仕プロジェクトとは、地域社会の真のニーズに取り組むものです。ニーズ調

査を行って地域の現状を調べ、クラブが取り組むことのできるニーズを特定しましょう。

**2. プロジェクトを選ぶ**

ニーズ調査の結果を基に、実施するプロジェクトを決めます。地域社会の人びとからの

サポートや参加の有無、クラブの活動経験、必要な資金と人材、実施期間、成果の持

続可能性なども考慮に入れます。

**3. 計画を立てる**

目標を設定し、活動計画と予算を立てます。また、万一のための賠償責任保険への加

入についても検討しておきましょう。必要に応じ、募金などを通じて活動資金を調達し

ます。

**4. プロジェクトを実行する**

計画に沿って活動が行われるよう監督します。クラブ広報委員会と協力して広報を行

い、ロータリーのイメージ推進にもつなげます。

**5. プロジェクトを評価する**

活動で成功した点と改善点を検討し、次回のプロジェクトに生かします。

奉仕プロジェクトの実施に関する詳細は、「活動する地域社会：効果的なプロジェクトのための手引き」をご参照ください。

**ロータリーが力を入れている分野**

プロジェクトを計画する際は、以下のロータリー優先分野に当てはまる活動を選びましょ

う。

• 重点分野

––平和と紛争予防／紛争解決

––疾病予防と治療

––水と衛生

––母子の健康

––基本的教育と識字率向上

––経済と地域社会の発展

**五大奉仕部門：クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕**

会員をはじめ、他クラブ、他団体、地域社会の人びとと協力し、多くの人の専門知識や経験を生かすことによって、さらに充実したプロジェクトを実施できるでしょう。

さまざまな方法で活動のパートナーを探すことができます。

• 地区ロータリー財団委員長または地区プログラム委員長に連絡を取る

• 地区行事や国際行事で他クラブのロータリアンと交流する

• ロータリーアイデア応援サイト、ロータリーショーケースなどのサイトを利用する

• 他クラブの訪問やロータリー友情交換を通じて海外のロータリアンと知り合いになる

• ソーシャルメディアを通じてロータリアンのネットワークを広げる

• Rotary.orgのプロジェクトの流れ（ライフサイクル）のページを参照する

**ロータリーにおける奉仕活動の機会**

ロータリーには活動に参加できるさまざまな機会があります。以下の機会について会員に伝えましょう。

**ポリオプラス：**全世界でのポリオ撲滅を目指すロータリー組織全体のプログラム

**インターアクト：**12～18歳の青少年が参加する奉仕クラブ。

**新世代交換：**30歳までの若者が海外で奉仕活動を行ったり、職業研修を受けるための交

換。

**ローターアクト：**18～30歳の大学生や若い社会人が参加する奉仕クラブ（地元ロータリー

クラブが提唱）。

**ロータリアン行動グループ：**世界中のロータリー会員、ロータリーファミリー（プログラム参加者、学友など）がメンバーとなり、特定の専門分野において国際プロジェクトを実施・支援するグループ。

**ロータリー地域社会共同隊（RCC）：**ロータリー会員以外の人から成る奉仕グループ（地元

ロータリークラブが提唱）。

**ロータリー親睦活動グループ：**同じ趣味や職業的関心を持つ世界中のロータリー会員、配

偶者、ローターアクト会員から成るグループ。

**ロータリー友情交換：**会員とその家族が海外を訪問して友好を築くための交換プログラ

ム。交換を通じて将来のプロジェクトパートナーが見つかることもある。

ロータリー平和センター：平和と紛争解決の分野で修士号または専門修了証を取得できる

教育プログラム。平和センターで学ぶ学生にフェローシップ（奨学金）を提供。

**ロータリー青少年交換：**15～19歳の青少年が海外に滞在（長期または短期）して国際理解

と平和を促進するプログラム。

**ロータリー青少年指導者養成（RYLA）プログラム：**青少年、大学生、若い社会人がリーダ

ーシップスキルを伸ばすための研修プログラム。

**ロータリー補助金：**地元や海外で人道的活動や教育支援を行うクラブや地区が利用でき

る。

**活動資金を集める**

活動資金を調達する必要がある場合は、ロータリー財団委員会と協力して募金を募りまし

ょう。プロジェクトを実施できるかどうかは、このような募金行事の成功にかかっています。

以下の手順をご参照ください。

1. 目標額を決める。活動に必要な額を定め、この目標額に相応しい募金行事を検討します。

2. 予算を立てる。クラブの予算から使える資金も考慮に入れ、募金行事の経費と予測収入を計算します。

3. 必要な人員を考える。募金行事の計画と実行に必要な人数を決めます。

4. 諸手配を整える。行事の日時と会場を選びます。

5. 資金管理を徹底する。支出入の記録方法をあらかじめ決め、できれば行事専用の口座を開設します。また、資金の使途をクラブと寄付者に報告します。

6. 行事の運営ボランティアを募る。会員の役割を決め、地元の人にも協力してもらいます。必要であれば実行委員会を結成します。

7. 行事の周知と広報を行う。地域の人びと（特に行事に参加してもらいたい人がいる場合には、そのような人びとに的を絞って）への広報を計画します。可能であれば、メディア（報道機関）とも協力します。

8. 行事を実施する。運営にかかわった人に簡単なアンケートを配って行事のよかった点や改善点を書いてもらい、後日の評価に役立てます。

9. ボランティア、寄付者、スポンサーに感謝する。募金に協力してくれた人にお礼状、写真、感謝状などを送ります。

10. 行事の反省・評価を行う。行事から学んだことを記録し、次回の参考とします。

11. 行事の継続性を保つ。新しい会計担当者や実行委員会の新メンバーに行事の記録や評価結果を伝えます。

**他クラブに支援を求める際の留意点：**

公式名簿を商業的なメーリングリストとして使用したり、営利目的でほかの人や団体に提供することはできません。また公式名簿は、著作権で保護されています。いかなる団体も、経済的支援やボランティア支援を求めるためにロータリークラブにダイレクトメールを送ることはできません。この方針について会員にお伝えください。

商用以外で他クラブに連絡を取る場合、以下の点にご留意ください。

• 他クラブに協力を求める前に、その地区のガバナーに連絡の目的を伝え、承認を得てく

ださい。ただし、1クラブがほかの1クラブに連絡を取る場合は、ガバナーの承認は必要

ありません。

• 他クラブやその会員に経済的支援を直接お願いする場合は、事前にRI理事会の許可を

得る必要があります。

**万一に備えた危機管理**

会員、参加者、クラブを守るためにプロジェクト実施に伴うリスクを最小限に抑えるのも、

奉仕プロジェクト委員会の役割です。プロジェクトを計画する際は、以下の3つの点を考慮

に入れてください。

• どのような問題が起こりうるか

• 問題が生じた場合、委員長とクラブはどのように対応するか

• 損害が生じた場合、どのように賠償するか

**リスクが高い場合は、以下を検討しましょう。**

• 活動・行事を取りやめる

• リスクを最小限に抑えるために、活動・行事に変更を加える

• 問題が生じた場合に備え、対応プランを立てておく

• 同意の上、ともにリスクを負担してくれる他団体を探す

いかなる同意も、署名入りの契約書を交わすことを強くお勧めします。損害賠償の問題が生じた際に備え、同意事項を書面で記録しておくことが重要です。契約書には双方の役割と責務を明確に記し、どのような責任を負うか（または負わないか）を定めた条項も加えましょう。後になって責任を問われるケースもあるため、法的書類をプロジェクト終了後も保存するようにしてください。

クラブの賠償責任や保険については、専門家のアドバイスを受けておきましょう。クラブ（またはプロジェクト）の法人化や賠償責任保険への加入により、万一の事態に備えることができます。米国内のクラブには国際ロータリーにより自動的に手配された保険がありますが、米国外のクラブにはそれがありません。まだ保険に加入していない場合は、保険加入をご検討ください。プロジェクトで海外渡航する場合は、旅行保険も必要となります。詳しくは、手続要覧をご参照ください。

**青少年保護について：**

プロジェクトに青少年が参加する場合、成人ボランティアの身元調査、選考、研修などを行い、青少年の保護対策を十分に整える必要があります。詳しくは、ロータリー青少年交換プログラムと未成年の旅行に関する青少年保護方針、補遺1の「青少年との活動におけるリスク管理」をご参照ください。

**ロータリー標章の使用について：**

奉仕活動では、クラブ名を目立つ場所に表示し、クラブによる活動であると一目でわかるようにしましょう。またロータリーのロゴと歯車も正しく表示する必要があります。標章の使用やガイドラインについて詳しくは、「ボイス」とビジュアルアイデンティティのガイドライン、ブランドリソースセンター、手続要覧をご参照ください。

**目標と行動計画を立てる**

明確な目標がなければ、行動計画は立てられません。クラブの力と会員の関心を考慮に入

れた上で、クラブの戦略計画を支えるような目標を立てましょう。目標は、測定可能かつ達成可能で、取り組み甲斐のある具体的な目標とすることが重要です。また、達成の期日をあらかじめ決めておきましょう（例：「100人以上のボランティアが参加し、地元住民300人に奉仕する持続可能なプロジェクトを2件実施する」など）。

地区研修・協議会では、次年度の会長やほかのリーダーとともに、クラブ目標を立てます。

クラブの目標は、会長か幹事がロータリークラブ・セントラルに入力することになっています。

目標を立てたら、委員と一緒に行動計画を立てましょう。行動計画は、（委員会目標より

も）小さめの目標と達成に必要な実行項目を挙げ、以下の項目を含めます。

• 完了期日

• 実行担当者

• 成果と進捗を測る方法

• 利用可能なリソース（資料、人材、資金など）と入手が必要なリソース

行動計画の実行状況を定期的に確認し、必要であれば目標を調整しましょう。

委員長として、委員のモチベーションを喚起することが重要です。営利企業とは異なり、ロータリーでの役職はすべてボランティアであることを念頭に置く必要があります。

• 目標達成の意義と重要性を十分に説明する

• 目標は達成可能であることを強調し、励ます

• 委員会活動を通じて親睦や知り合いの輪を広げる

• 委員の経験や知識を生かす

• 委員会の活動が楽しいものとなるようにする

**予算**

就任に先立ち、前任の委員長および会計とともに、委員会活動に必要な資金を検討し、次

年度のクラブ予算に盛り込んでもらう必要があります。就任中は、委員会資金の使途と報告を監督し、予算内で活動するよう常に気を配りましょう。予算面での問題が生じそうな場合は、会計に相談してください。

**補遺1：**

**青少年との活動におけるリスク管理**

青少年との活動は、地域社会とロータリーの将来のリーダー育成につながります。これは将来への「投資」といえますが、この投資は責任ある活動を通じてこそ実を結ぶものです。世界にはさまざまなリスクや危険があり、その中で青少年プログラムを実施する際は細心の注意が必要です。ここでいうリスク管理とは、けが、病気、虐待など、青少年との活動に伴うリスクを十分に理解しておくことで、リスクを避け、その影響を最小限に抑えることを意味しています。青少年との活動を計画する際は、以下を考慮してください。

• 肉体的、性的、精神的な虐待および嫌がらせに対処するための青少年保護方針をクラブで立案、導入する。虐待や嫌がらせの報告があった場合は、これを直ちに地区リーダーと地元警察に報告する手続きを整えておく。方針の詳細や要件については、地区に問い合わせのこと。

• 参加者（成人および青少年）の行動規範を確立する。この規範をつくる際は、法律・条令、文化、地区とクラブの方針に加え、青少年保護のベストプラクティス（効果的な事例）を盛り込むようにする。

• クラブの方針が、地区の方針ならびにRI理事会が各プログラムごとに定めた方針に沿ったものとなるようにする。

• 危機的な状況（またはその可能性がある場合）では、迅速に対応できるよう、地区リーダーと常に連絡を取るようにする。

• 青少年プログラム／行事を計画する場合、以下の点をあらかじめ決めておく：

––けが人が出た場合、どのように対応するか？

––参加者から不適切または危険な行為があったと報告された場合、どのように対応するか？

––プログラム／行事中に自然災害が起こった場合、どのように対応するか？

• リスクを最小限に抑えるために…

––地区の方針やベストプラクティスにならい、ボランティア参加者の事前審査や研修を行う

––青少年にとって安全な環境をつくるためのふるまいについて、参加者に説明・研修す　  
　る

––災害非常時の対応を考え、予行演習や避難訓練を行う

––十分な賠償責任保険に加入しておく

未成年が地元外を旅行・訪問する場合は、地区と連絡を取った上、青少年の旅行に関する指針がすべて守られていることを確認してください。青少年の受け入れや旅行に関する責務が、海外のロータリー組織に委ねられる活動（ロータリー青少年交換など）は、国際ロータリーから参加認定を受けた地区の承認と監督の下で実施されなければなりません。

国によって、健康保険の多くは海外旅行／海外滞在中の補償範囲が限られます（またはまったく補償がありません）。このため、参加者は、加入中の健康保険と生命保険で十分な補償が得られることを証明する必要があります。新たに旅行保険に加入する場合は、医療費の支払い、遺体の本国送還、緊急避難、事故死と四肢切断に対する補償があるものを選ぶとよいでしょう。クラブと地区は保険会社に連絡を取り、現在加入契約している保険が青少年プログラムの補償に十分なものであるかどうかを必ず確認してください。また、クラブがほかの青少年支援団体と契約を結ぶ場合は、事前に弁護士と相談するよう推奨されています。このような契約には、免責、損失肩代わり、補償の契約が含まれていることがあり、当事者の責任を免除し、クラブや地区にその責任を転嫁する場合があります。国際ロータリーは、参加者および主催者のいかなる疾病、けが、あるいは物的損害に対しても一切責任を負わないことにご注意ください。

**青少年と接する際の行動規範に関する声明**

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

**職業奉仕委員会**

　ロータリーの綱領が「有益な事業の基礎として、奉仕の理念を鼓吹する」で始まり、更に綱領付帯事項の２項で「事業および専門職務の道徳的水準をたかめる。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深める。ロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめる。」と定めていることから、ロータリー運動の究極の目的は職業奉仕にあることは明白である。  
　従ってこの委員会の活動は、職業奉仕の理念を正しく理解することを会員に衆知徹底すると共に、綱領付帯事項２項、特に職業倫理の向上に主眼をおいた活動をすべきであろう。

具体的活動内容  
◎職業奉仕概念の体系的学習・・歴史的経緯およびロータリー・モットー・道徳律・四つのテスト・奉仕こそわがつとめ等の理解  
◎職業の価値の理解と職業倫理向上に関する活動  
◎職業情報交換  
◎職業奉仕実践例の研究  
◎職業奉仕理念に基づく職業奉仕の実践を会員に促す  
◎職業奉仕月間行事(10月)を主催する。   
　1987年にＲＩがだした職業奉仕の新声明、1989年の規定審議会における決議を巡って、職業奉仕の実践に関する解釈に混乱が生じていることも又事実である。職業奉仕の実践は個人の職業生活を通じて行うものであるから、職業を持っていないクラブが職業奉仕活動の実践例をサンプルとして示すことは不可能であり、ＲＩが例示した、優良事業所見学は厳密には親睦活動の範疇に入るべきものであるし、優良従業員表彰も社会奉仕活動に他ならない。1991年から、ロータリー・ボランティアが職業奉仕部門に加えられたが、職業を通じてボランティア活動をすることは職業奉仕の範疇に入るものではなく、その対象によって、社会奉仕、国際奉仕に入れるべきであろう。

**社会奉仕委員会**

　社会奉仕活動の実践は、ロータリアン個人による活動を原則としながらも、教育的効果を狙ったサンプルとしてクラブレベルで行う団体奉仕活動も認められている。クラブレベルの活動は地域社会のニーズに応えたものであり、今まで行われたことのないプロジェクトを新しく開発することが要請されており、団体的な奉仕活動を漫然と継続することや、安易な寄付行為や、他の機関が行っている活動の二番煎じは、これに含まれないことを銘記すべきである。  
　かつては推奨細則によって、人間尊重委員会、地域開発委員会、環境保全委員会、協同奉仕委員会等の小委員会の設置が要望されていたが、クラブの実情に合せた委員会構成を行えばよい。現実には、高齢者問題委員会、交通安全委員会、プロバス委員会、環境保全委員会、緑化推進委員会、ＲＶＣ委員会等の小委員会を設置しているクラブもある。

**具体的活動内容**◎会員に社会奉仕の理念を正しく理解してもらう。  
　社会奉仕概念の体系的学習、決議 23-34および決議92-286の理解と比較検討   
◎ロータリアン個人の社会奉仕活動を把握し、その実践を促す。  
◎クラブレベルの社会奉仕活動を、決議23-34を遵守して実践する。

今後、日本で期待される活動　青少年問題、知的障害者対策、精神異常者対策、高齢者対策、母子家庭、犯罪防止、暴力団対策、緑化対策、環境保全、ＡＩＤＳ啓蒙、薬物濫用防止など。

**環境保全委員会**

近年、地球環境に関する関心が高まり、大幅な人口増に対処するための生産性の向上と、開発を制限して自然環境をいかに保持するかという相反する問題に、どのように対処するかの選択に迫られている。  
　ロータリアン自身が、自分の業務が及ぼす環境破壊を防止し、さらにそれを業界全体に広げる方策を考え実施することと、会員が個人の生活の中で環境保全をはかり、それを地域社会全体に広げる方策を考え実施する活動が考えられる。環境破壊を引き起こす企業が、ロータリアンが裁量権を持つ企業であってはならないという前提から、職業奉仕委員会とも関連を持たせる方がよい。

**国際奉仕委員会**

　国際奉仕委員会の活動は、恒久的な世界平和を達成するための活動と人類愛に基づいたボランティア活動に大別され、後者はコミュニティの範囲を世界中に広げた社会奉仕と考えることができる。

具体的活動内容  
◎会員に国際奉仕の理念を正しく理解してもらう。  
　国際奉仕概念の体系的学習、決議 23-34が国際奉仕活動にも適用されることへの理解  
◎ロータリアン個人およびクラブレベルの国際奉仕活動の実践を促す。  
　各クラブで実施されている主な活動として次のようなものがあげられる。  
　＊姉妹クラブ、友好クラブ提携  
　＊海外旅行をする会員に現地メークアップを薦め、バナーや英文「ロータリーの 友」をことづける。  
　＊在日外国人を介する親睦（留学生等）  
　＊世界親睦活動ＲＲＶＦの紹介と参加要請  
　＊国際、地域大会への出席  
　＊世界社会奉仕、ロータリー財団、米山記念奨学会、青少年交換に関する活動  
◎国際奉仕委員会の特定分野を担当する小委員会として、世界社会奉仕(WCS) 委員会、ロータリー財団委員会、米山記念奨学会委員会、国際青少年交換委員会等を設置しているクラブが多いが、これら小委員会の独立した権限を冒すことのない

**世界社会奉仕委員会**

具体的活動内容  
◎ＷＣＳプロジェクトの選択  
　現地のロータリークラブが実施している社会奉仕プロジェクトを、現地に行って確かめた上で援助するのが理想的な形であるが、現実には、ＷＣＳプロジェクト交換表の中から適切なプロジェクトを選んで、実施するのが一般的である。中規模または大規模のものはクラブ単独では不可能なので、地区が参加を希望するクラブを取りまとめて実施することもある。地区が取りまとめる場合には、決して強制してはならない。現地調査のための補助金制度としてカール・ミラー補助金がある。  
◎現物拠出情報ネットワーク（ＤＩＮ）  
　ＷＣＳ活動を支援するための、物資寄贈（中古、不用品でも可）や奉仕活動（専門技術、特技）をあらかじめ登録しておく制度である。  
◎ロータリー・ボランティア活動  
　職業や専門技術を生かして、海外でボランティア活動をする制度である。  
◎前記の活動以外でも、外国における社会奉仕活動に対する資金の援助や、労務を提供する行為は、すべてＷＣＳ活動の範疇に入る。

**注：世界社会奉仕（WCS)とロータリー・ボランティア・プログラムが2011年6月30日をもって廃止されました。戦略計画の優先項目と目標を促進するために「リソースとサポートのモデル」への転換をRI理事会が承認したことを受け、今後はクラブ同士の結びつきと協力を促すリソースの拡大を目指して、新しいモデルが導入されます。**

**ロータリーボランティア委員会**

　自分の職業を通じて地域社会（国際社会）に奉仕することは、その対象によって社会奉仕、国際奉仕活動の実践に分類されるべきであり、ロータリーの理論上定義されている本来の職業奉仕とは異質のものである。  
　もともとは、国際奉仕の一分野として考えられたものであり、ロータリアン個人の職業や特技を生かして、外国で人類愛に基づいた奉仕活動の実践を行う活動に限定していたが、最近では、地域社会のニーズにも適用できるように、その適が広げられている。阪神大震災の実感として、日頃からボランティアとして提供できる技術や許容される場所、日時などを調査しておき、要望に応えられる体制を作っておくことが望ましい。

**青少年委員会（新世代委員会）**

ジアイ元ＲＩ会長によって、青少年の呼称を新世代と置き換えるように要請されていたが、2013年の規定審議会で再度、青少年奉仕委員会に変更となった。近年、21世紀を担う青少年に対する期待の高まりから、青少年を対象としたプログラムが、最重要視される傾向にある。

**具体的活動内容**◎新世代の模範として、会員各自のすべての行動の自戒。  
◎青少年の健全育成のための環境整備。  
　教育に関する問題点の調査分析と、その対策。青少年犯罪防止対策。子供の権利保護対策。青少年障害者対策  
◎新世代会議  
◎青少年に夢と希望を与え、その可能性を充分引きだせる機会を提供するためのプログラム。  
　　＊ライラ(RYLA)・・・青少年育成指導員の養成  
　　＊インターアクトクラブの提唱、設立と援助  
　　＊ローターアクトクラブの提唱、設立と援助  
　　＊ボーイスカウトやガールスカウトの育成  
◎青少年奉仕月間（ 5月）を主催する。

**インターアクト委員会**

阪神大震災を契機としてボランティア活動に関する関心が高まり、ほとんどの高校のクラブ活動にもボランティア部が創立され、学校側の理解も高まっているので、インターアクトクラブを結成する機会は増えたと考えられる。

**具体的活動内容**◎インターアクトクラブを設立するための調査、研究と提唱、設立の具体的作業。  
◎インターアクトクラブが既に設立されている場合は、インターアクトクラブに対する理解を深め、健全な発展を図るために指導と助言を与え、ロータリークラブと密接な協力関係を維持する。  
◎年何回か、インターアクトクラブと定期的な会合を持ち、運営の具体的事項について協議する。  
◎年次大会や指導者研修会への協力  
◎インターアクターの参加を得て進める方がよいと判断されるクラブまたは地区プロジェクトや行事は、ロータリーとの共同活動として、また、相互の理解や親睦を図るためにも、インターアクトクラブの参加、協力が推奨される。

**ローターアクト委員会**  
  
ローターアクターをジュニアロータリアンと考えてはならないという定義があるものの、若い年代からロータリー的なものの考え方を学び、奉仕活動の実践を身につけている経緯を考慮して、ローターアクトクラブの修了者に定款上の特典を与えて、ロータリアンとして迎えることが推奨されている。

**具体的活動内容**◎ローターアクトクラブ設立のための調査、研究と提唱、設立の具体的作業。  
◎ローターアクトクラブが既に設立されている場合は、ローターアクトクラブに対する理解を深め、健全な発展を図るための指導と助言を与え、ロータリークラブと密接な協力関係を維持する。  
◎ローターアクターの参加を得て進める方がよいと判断されるクラブまたは地区プロジェクトや行事は、ロータリーとの共同活動として、また、相互の理解や親睦を図るためにも、ローターアクトクラブの参加、協力が推奨される。

**ライラ委員会**

強化合宿を通じて青少年とロータリアンとの絆を固めながら、青少年指導者を育成するプログラムであり、地区が設営の世話をするケースが多い。

**具体的活動内容**  
◎受講生の選定と参加費用の負担  
◎ロータリアンの参加

**国際青少年交換委員会**

クラブ対クラブ、クラブ対地区、地区対地区で実施されるものであり、短期または１年間のホスト・ファミリーによるホームステイが原則となっている。対象は高校生または大学生であり、ロータリアンの子弟も参加することができる。

具体的活動内容  
◎交換学生の送りだし・・学生の選考、先方のホスト・クラブおよびホスト・ファミリーの確認  
◎交換学生の受け入れ・・学校の選定、カウンセラーおよびホスト・ファミリーの選定  
◎交換学生同窓会（ＲＯＴＥＸ）への援助

**広報委員会（公共イメージ委員会）**

地域社会のロータリアン以外の人に、ロータリーを正しく理解してもらうための委員会であり、会員増強はロータリアン以外の人に入会を薦めることであることを考えると、効果的な広報活動によって、地域社会の人々に、ロータリーに関心を持たせることは、会員増強にもつながってくる。  
　成功を収めた会員やクラブの奉仕プロジェクトや、ロータリーに関するニュースを、積極的にマスコミに提供すると共に、万一、内部や外部で、ロータリーの名声を損うような意図や行為があれば、これを防止し、正しい情報を提供する役目も併せ持っている。  
　雑誌委員会や会報委員会と協力して、地域の事業所や公共機関等へロータリーの公式機関誌や地域機関誌やクラブ週報を配付する。  
　小規模なクラブでは、雑誌委員会と統合させている例も多い。  
　インターネットのホームページを持つクラブが増加しているが、パスワードの設定などによって、外部に公開すべき情報と、会員のみに提供する情報とを分ける配慮が必要である。商用に供される恐れのある会員名簿などの個人情報を公開することは好ましいことではない。

元RIの広報諮問委員をされていた前原勝樹PDGはロータリーの広報をかつて次のように述べられていた。

「ロータリーにおける広報とは、ロータリアン以外の方にロータリーを知ってもらうのが目的である。それがなぜ必要かと言うと、ロータリー関係者はロータリーが立派な集団であると信じ、会員であることを誇りとしているが、その地域から浮き上がった存在で、その地域に根を下ろしていないから、奉仕の実績を報道しても共感が少なく、時に黙過され、時に反感さえ生じている。

こんな状態ではロータリーの奉仕の理想を実現するのも至難の業と思わざるを得ない。こうした障壁を除いて市民に親しまれ、共感を得るようにすることが広報の基調である」と。

またRIによれば、クラブ広報委員会の役割は、ロータリーに関する情報を一般の人々に伝え、クラブの奉仕活動を広報するための計画を立案、実行することです。効果的な広報を行うことによって、地域社会や世界のニーズに取り組むロータリーの活動を多くの人々に知ってもらうことができる。そしてロータリークラブに対して人々が抱くイメージが好ましいものとなれば、積極的に活動しようという会員のモチベーションが高まるとともに、入会希望者も増え会員増強にも繋がるということになっている。

**クラブ会報委員会**

執行系列に属す幹事部局として、会報編集者を置き、通常は副幹事がこれに当たる。委員会構成にして他に委員を置く場合も、編集責任は委員長である副幹事がとるべきであろう。  
　クラブ週報はニュース（記録、報告、予告）であると共に、ロータリー情報が満載された " Weekly Bulletin "でなければならない。週報は年次報告書と共に、クラブの管理運営のすべてを知る貴重な財産であり、ロータリー年度を重ねる度にその貴重度が増加する。将来に残すクラブの歴史を記録しているという認識を持って、編集しなければならない。   
　委員会活動であるから、事務局や外部の専門の編集者に依頼せず、会員の努力で編集することが望ましく、卓話担当者や例会で報告を行った会員が、会報編集用の原稿を提出するように習慣づけることが大切である。  
　いかなる理由があろうとも、毎週確実に発行すると共に、例会欠席者、ガバナー事務所、近隣クラブにも届ける必要がある。  
　クラブによっては、雑誌委員会と会報委員会を統合して、雑誌会報委員会としている例があるが、両者の役割には何の関連性もないし、本来、雑誌委員会はクラブ奉仕部門の委員会であり、クラブ会報委員会は幹事部門に属する委員会であることを考えると、統合することは好ましいことではない。年報や記念誌の編集はクラブ会報編集者の本来の職務ではないので、特別委員会を設置する方が好ましい。

クラブ週報の内容  
◎ニュース  
　　＊理事会報告  
　　＊会長報告  
　　＊幹事報告  
　　＊委員会報告  
　　＊議事  
　　＊出席報告  
　　＊来訪者  
　　＊ニコニコ箱  
　　＊卓話抄録  
　　＊次回例会プログラムの予告  
　　＊会員の動静  
　◎ロータリー情報  
　　＊五分間情報の再掲載  
　　＊ＲＩや地区のニュース（ロータリアン誌、ロータリーの友、ロータリー・ワールド、ガバナー月信等の記事紹介）  
　　＊定款細則、ロータリーの綱領、職業宣言、四つのテスト、ＲＩ理事会決議等の解説  
　　＊情報トピックス

**クラブのコミュニケーション**

クラブと地区の活動状況やロータリーのニュースを会員に知らせるためのコミュニケーションプランを立てましょう。コミュニケーションの手段は、会報、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどさまざまです。ウェブサイトを定期的に更新する担当者を1人決め、例会で伝えきれなかった情報をウェブサイトに掲載するとよいでしょう。

**クラブ会報委員会の役割と任務**

1. クラブ週報を定期的に発行する。

2. ロータリー情報が満載された " Weekly Bulletin "として、プログラムの予告、諸会合のハイライト、クラブ、会員、ロータリー一般の報告を掲載する。

3. 新しいアイディアや情報を知るために、他クラブと週報を交換する。

**クラブ週報編集の留意点**

1. 委員会活動はクラブ会報を通じて広報されることを考えて、他の委員会と緊密な協力体制をとる必要がある。

2. クラブ週報は年次報告書と共に、クラブの管理運営や活動のすべてを知る貴重な財産であり、ロータリー年度を重ねる度にその貴重度が増加する。将来に残すクラブの歴史を記録しているという認識を持って、編集しなければならない。

3. 委員会活動であるから、事務局や外部の専門の編集者に依頼せず、会員の努力で編集することが望ましく、卓話担当者や例会で報告を行った会員が、週報編集用の原稿を提出するように習慣づけることが大切である。

**クラブ週報の内容**

1. 会長のコラム

2. 卓話抄録

3. 出席報告

4. 来訪者紹介

5. 理事会報告

6. 委員会報告

7. 会計報告

8. 会員の動静

9. 誕生日

10. 未充填職業分類表

11. ＲＩや地区のニュース

12. ロータリー情報

13. ニコニコ箱

14. 次回例会プログラムの予告

**クラブ週報の情報収集源**

1. クラブ理事会、クラブ委員会

2. 地区、ガバナー月信

3. ロータリーの友

4. RI

5. RI出版物、ロータリー・ワールド、国際ロータリー・ウエブ

**雑誌委員会**

ロータリークラブ細則の中で、会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する委員会を設置することが奨められており、その中に雑誌委員会もあげられていますが、雑誌委員会は、「可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない」とされています。

**雑誌委員会の任務**　ロータリーの機関誌であるロータリアン誌、並びに地域雑誌である「ロータリーの友」に対する読者の関心を喚起することにあります。

**具体的活動**１．プログラム委員会と協力して、9月のロータリーの友月間（日本独自の月間）に特別行事を行う。  
２．雑誌購読が会員の資格条件の一つであることを強調する。  
３．会員の雑誌に対する関心度を調査する。  
４．雑誌内容について、定期的な紹介を行う。  
５．興味ある記事に関して、クラブフォーラムなどを開催する。  
６．雑誌を利用して、会員候補者や会員に、ロータリー情報を提供する。  
７．卓話者、青少年交換学生、ロータリー財団奨学生、米山奨学生、その他ロータリーと  
　　関係のある人に贈呈する。  
８．広報委員会と協力して、地域社会のロータリー関係以外の図書館等の公共機関へ雑誌  
　　を贈呈する。  
９．「ロータリーの友」にクラブのニュースや写真を投稿する。  
10．英文「ロータリーの友」の購読、配布を奨励する。

　以上のごとく、ロータリーの雑誌はロータリアンには欠かせない食事であり、わけても『ロータリーの友』は日本のロータリアンにとっては不可欠の栄養源であります。　ロータリーの友委員会で如何にいいメニューを考え、ご馳走を用意しても、これを食べる人に食欲がおきなければ駄目であります。  
　会員一人一人がロータリーに前向きになり、読む、聞く、体験するなどして一度ロータリーにぶつかり、『ロータリーの友』の中にロータリーの心を見つけることが大切です。そうすると、それなりに何らかの感動が得られ、更にもう一歩突っ込んで知ろうとするようになります。  
　既に故人になられた湯浅元RI副会長（「友」委員会特別顧問）が学生時代から好きであった“To　know　is　to　love”という言葉のように、ロータリーを知れば知るほど、ロータリーが好きになるのではないでしょうか。　わたしは幸いにも「友」委員会合同会議で先生に何回かお会いする機会があり、このことを確認することが出来ました。  
　こうすることによって自然とロータリーが身につき、本当のロータリアン（The Real Rotarian）になれるものと思われます。  
　一方、わたし達は自分の部屋にいながらにして国際協議会や国際大会の内容や光景を知ることができ、RI会長とともにロータリー世界を旅行し、数千マイルはなれた場所で行われている素晴らしロータリープロジェクトをも知ることができ、ロータリー雑誌の紙面を通してロータリーを楽しむことができます。  
　とにかく、見る、聞く、体験を通してロータリーを自分のものにしなければなりませんが、9月はロータリーの雑誌にスポットをあて、ロータリアンの注意を向ける特別な機会です。毎月定期的に個々のロータリアンに直接届けられる貴重な情報源である『ロータリーの友』を読み、討論したり、ロータリアン以外の人に贈呈したりするのに時間は問いません。毎月がロータリーの友月間というわけです。

これはフィラデルフィアRC創立会員（1910）であり、1923～24年度RI会長を務めたガイ・ガンディカーの著書 “A Talking Knowledge of Rotary”（ロータリー通解：小堀憲助 訳並びに解説）の中にある言葉です。

　『ロータリーの理論に基づくインスピレーションの結果、主として生ずるところの今一つのロータリー活動があり、これを“ロータリーの実践”と呼びます。各会員がロータリーの経験を積み重ね、勉強を重ねて行くにつれて、何かやってやろう、つまり、いわば 後世に残るようなものとして 何かやることはないか という気持ちになってきます。　各会員の教育が十分に行われたならば、あたかも 昼のあとに夜がつづくように“ロータリーの実践”が始まるのです。』

公式機関誌の購読がＲＩの直接監督事項に含まれることから、以前は、推奨クラブ細則の上に委員会として例示されていた。ＲＩの機関誌は「ザ・ロータリアン」であり、ＲＩの理事会が承認した日本における公式地域機関誌が「ロータリーの友」である。「ロータリーの友」は全員購読の義務があり、「ザ・ロータリアン」は会員総数の10％を購入し、配付しなければならないことになっている。   
　規模の小さいクラブでは、広報委員会と統合している例も多い。

**具体的活動内容**◎「ロータリーの友」「ザ・ロータリアン」などの記事の内容を紹介する。  
◎インターネットによるニュースを紹介する。  
◎「ロータリーの友」にクラブのニュースや写真を投稿する。  
◎英文「ロータリーの友」の購読、配付を推奨する。  
◎広報委員会と協力して、地域の事業所や公共機関等へ雑誌を配付する。  
◎ロータリーの友月間行事( 9月)を主催する。

世界中のロータリアンにとって不可欠な情報源であるロータリー雑誌の重要性を認識する特別月間として、かつては4月を「ロータリーの雑誌月間」としていましたが、2014年10月理事会で特別月間が改定された折に、この月間は2015年度より削除されました。そこで、2015年より9月を日本独自のロータリーの友月間が定めました。

現在Eメールやインターネットが大きな通信手段として人気を高めていますが、殆んどのロータリアンにとって主たる情報源はやはり印刷物です。このため、ロータリーの友月間はロータリー地域雑誌を見直すよい機会と言えましょう。現在、ロータリアン誌をはじめ各地の地域冊子（ロータリーの友も含めて）はインターネットによる購読も選択できますが、世界的に見ても電子的な購読者の割合はまだまだ少ないようです。ちなみに、ロータリーの友の電子版の購読者は１％未満だそうです。



**ロータリーの雑誌について**

　ロータリーの雑誌には国際ロータリーの公式機関誌であるロータリアン誌（The Rotarian）と、RI理事会が承認した公式地域雑誌があります。そして、「ロータリークラブの会員は、会員身分を保持する限りこのロータリー雑誌を有料で購読しなければならない」ことになっています。  
  
※　ロータリアン誌　  
　ロータリアン誌は1911年以来発行されている公式機関誌で、毎月約50万部が発行されており、大部分はアメリカ合衆国で印刷され、ロータリークラブの存在する199の国や地域の読者に郵送されています。  
　ロータリアン誌の編集部は、読者にとってより価値の高い雑誌を目指し、最近デザインが刷新され、その模様替えの一環として次の3つが新たに登場しました。  
　　１．地域の問題や世界的問題に対するロータリーの影響を示す欄  
２．現場でのクラブや地区の活動を報道する欄  
　　３．クラブ活動に欠かせない情報をロータリアンに提供するための欄  
　ロータリアン誌の特集記事には常にロータリーの視点からのニュースが盛り込まれています。また、ロータリアン誌の主要記事は、毎月RIウエブサイト（http://www.rotary.org）に掲載されており、ここには数多くの地域雑誌へのリンクも提供されています。  
  
※　地域雑誌　  
　　既に20ヶ国語で発行されている27の地域雑誌は、１2１ヶ国で約75万のロータリアンに定期的に購読されていますが、新たにイスラエル、ポーランド、チェコ共和国、スロバキアが仲間入りして、世界のロータリー雑誌は合計29誌、21ヶ国語で発行され、ほぼ地球の隅々にまでロータリーニュースを伝えています。  
　これらの雑誌は、公式ニュースの発表、RI理事会や財団管理委員会の決定事項の抄録、有意義なクラブプロジェクトやRI会長メッセージなど、ロータリーのイメージを紹介することを継続的使命としています。　　  
　また、RIウエブサイトでは、これら27の地域雑誌のすべてが紹介されています。　  
　この中で日本の「ロータリーの友」も紹介されていますが、2003年1月に創刊50周年を迎えた「ロータリーの友」は、日本のロータリアン11万有余人が購読義務を有する雑誌で、公式地域雑誌の中では最も発行部数の多い雑誌です。

※　ロータリー・ワールド・マガジン・プレス　  
　2002年11月のRI理事会で、30の地域雑誌とロータリアン誌を総称して「ROTARY   
WORLD MAGAZINE PRESS」と呼ぶことが決まりました。各地域雑誌では、その発行地域のロータリークラブやロータリアンの活動を紹介するとともに、ロータリアン誌から指定される記事と写真をそれぞれの言語に翻訳して掲載しています。

**ロータリー財団**

ロータリー財団は「ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること」を使命として掲げ、世界各地で実施されるプロジェクトに補助金を提供しています。こうしたロータリー財団の活動をクラブで取りまとめるのが、クラブのロータリー財団委員会です。

**ロータリー財団委員会の責務**

* 財団の補助金や活動について情報を提供し、参加を促す。
* 会長エレクトと協力して委員の人選と研修を行う。
* 寄付に対する会員のモチベーションを高める。
* 必要に応じて小委員会を設ける（例： グローバル補助金、地区補助金、寄付推進、年次寄付、大口寄付、ポリオプラス、ロータリー平和センターなど）
* ロータリー補助金へのクラブの参加資格を得るために補助
* 金管理セミナーに出席する（または会長エレクトと相談して代表出席者を決める）。
* 定期的に委員会会合を開き、活動を計画する。グローバル補助金の参加資格認定手続きを監督する。
* クラブ目標を支える委員会目標を立て、目標に向けた委員会の活動状況を随時確認する。
* 少なくとも年4回、財団関連の例会プログラムを企画する。
* 委員会予算を管理する。
* 会計と協力して、クラブが受領したロータリー補助金を管理する。
* クラブのほかの委員会と協力する。複数クラブでの合同活動において地区委員会と協力する。
* 奉仕プロジェクト委員会と協力して、ロータリー補助金を活用したプロジェクトを実施する。
* 委員会の活動状況について、会長、理事会、クラブ全体に報告する。

**米山奨学会**

具体的活動内容  
◎米山奨学生の推薦  
◎米山奨学生の受け入れ。世話クラブおよびカウンセラー  
　＊奨学金の支給  
　＊例会招待。月一回例会に招待し、その他の親睦会等へも招待する。  
　＊卓話や特別月間行事を通じて国際理解を図る。  
　＊カウンセリング  
◎寄付の推進  
　これらの意義ある活動は、すべてロータリアンによる寄付で賄われ、地区で採用される奨学生の数は、地区内の寄付額によって決定することを理解して、普通寄付の増額、特別寄付の推奨、米山ボックスの設置、米山のためのミリオンダラー・ミールなどを活用し、募金に協力する。  
◎米山月間行事（10月）を主催する。

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**ロータリーの組織と義務**

**国際ロータリーの会員組織（MEMBERSHIP IN ROTARY INTERNATIONAL）**

ロータリークラブは、その会員であるロータリアンによって構成される。一方、国際ロータリー（RI）は、ロータリークラブによって構成される。ロータリークラブは、標準ロータリークラブ定款を採用しなければならない（RI細則2.040.）。標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則は、本要覧の黄色のページ、およびロータリーのウェブサイト（www.rotary.org/myrotary）に掲載されている。ただし、1922年6月6日より前にRIに加盟したクラブ、およびRI試験的プロジェクトに参加しているクラブは、クラブ独自の修正を加えた標準ロータリークラブ定款の下に運営する資格を有する（RI定款第5条第4節、RI細則2.040.2.）。

**効果的なロータリークラブ（EFFECTIVE ROTARY CLUBS）**

効果的なロータリークラブは、

1) 会員基盤を維持、拡大する。

2) 地元地域ならびにほかの国々の地域社会において奉仕プロジェクトを実施し、成果をも  
 たらす。

3) 資金面およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。

4) クラブレベルを超えてロータリーにおいて奉仕できるリーダーを育成する。

**活気あるクラブとなるためのベストプラクティス（BEST PRACTICES FOR VIBRANT CLUBS）**

各クラブは、活気あるクラブとなるための独自のクラブリーダーシップ・プランを作るべきである。元・現・次期クラブ役員は、クラブの長所やベストプラクティスを取り入れた独自のリーダーシップ・プランを、協力して作るべきである。これらのベストプラクティスには、以下のものがある。

* クラブに活気をもたらすための長期計画を立てる
* ロータリークラブ・セントラルで、クラブの長期目標を支える年次目標を立てる
* 会員の積極的な参加を促し、情報を伝えるためのクラブ協議会を開く
* クラブ会長、理事会、委員会委員長、会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、地区委員

会が、互いに、また、事務局と効果的にコミュニケーションを取る

* 5月末までにdata@rotary.orgに次年度のクラブ役員を報告する
* 後継者の準備および未来のリーダーの育成を通じて、クラブの長期的な安定を図る
* 現在のクラブの慣習を反映させて細則を修正する
* 会員のための親睦行事を開き、友情を育む
* 全会員がクラブのプロジェクトや役割に積極的に参加する
* 定期的に一貫した研修を会員に提供する
* クラブのニーズに基づく委員会を設置する

**2.010.2.すべてのロータリークラブにおいて最低基準を満たすためのプラン**

1.クラブが機能するための機会の創設

ガバナーは、弱体であると見なされるクラブを理事会の定める最低基準を満たすよう強化するために、適切な手段を取るものとする。

2.機能していないクラブへの対応

クラブが地区ガバナーの提供する強化のための機会に参加しないことを選択する場合、ガバナーはクラブと共同で、以下の選択肢から適切な一連の行動を同定するものとする:

a) 退会

– 熟考ののち、ガバナーと協議の上で、クラブ退会に関する理事会方針に従い、クラブ会員はクラブのRI加盟会員身分を辞退することを決定する。ガバナーは、希望するロータリアンの氏名を近接するクラブに提供するものとする。

b) 合併

– ガバナーと協議の上、クラブおよびそのメンバー全員が近接するクラブと合併するものとする。会員数が20 名以下のクラブが近接する場合には合併が推奨される。

c) 終結

– ガバナーは事務総長に、クラブが機能するクラブとしての最低基準にどうしても合致することができないクラブがあるとき、その旨を届け出する。事務総長は、ガバナーの推奨につきクラブに通知を行い、適切な期間内での回答を求める。クラブが回答しない場合、あるいはその回答が最低基準を達成すことができないことを示すものである場合、当該クラブは機能不全を理由に終結となる。**（2013 年10 月理事会会合、決定31 号）**

Source: February 2000 Mtg., Bd. Dec. 324; November 2000 Mtg., Bd. Dec. 158; *Amended by* November 2004 Mtg., Bd. Dec. 59;October 2013 Mtg., Bd. Dec. 31

**ロータリーの義務**

よく、ロータリアンの三大義務として、会費支払、例会出席、機関紙購読があげられますが、果たしてそれだけでしょうか。また、ロータリアンの義務が存在するのならば、当然のことながら国際ロータリーの義務も、ロータリークラブの義務も存在するはずです。

私たちは国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款に拘束されており、これらを変更できるのは規定審議会のみであることが定められています。すなわちこれらの三つの規約の中に国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンの義務が定められており、それ以外のRI理事会の決定やクラブ細則は義務ではなく、単なる要請事項乃至は推奨事項に過ぎないということがいえます。

そこで、国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款の中から、国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンが遵守しなければならない義務を抜粋してみました。

**国際ロータリーの義務**

1. ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているRI加盟クラブやR I 地区を支援すること。

2. 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。

3. R I の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

4. 規定審議会をR I の立法機関とすること。

5. R I の国際大会を開催すること。

**ロータリークラブの義務**

1. 国際ロータリーに加盟すること。

2. クラブの所在地域を確定すること。

3. 毎週1回、定例の日時に例会を開催すること。

4. 役員を選挙するための年次総会を開催すること。

5. 会員数が50名未満のクラブは同一職業分類に属する正会員の数は5名まで、会員数が50名以上のクラブは同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントまで認めること。

6. クラブの管理主体は理事会とすること。

7. すべてのクラブは、R I 定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。

8. 各クラブは半年ごとに、人頭分担金をR I に納付すること。

**ロータリアン義務**

1. ロータリーの目的、R I 定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。

2. 善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者であること。

3. 一般に認められた有益な事業または専門職務の持ち主、共同経営者、法人役員、支配人であること。一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限のある管理職の重要な地位にあること。上記の地位から退職している者であること、事業所または住居が、クラブ所在地域またはその周辺部にあること。

4. 職業分類を有すること。ただし、リタイアして職業を持たない会員は、以前持っていた職業分類のまま在籍することができる。

5. クラブの例会に出席すること。出席不可能な場合は欠席をメークアップすること。

6. 入会金および年会費を納入すること。但し、移籍会員、他クラ

7. RIの機関雑誌または地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。

**ロータリアンの条件**

ロータリアンの条件 ロータリークラブ会員の条件は、RI定款第5条によって、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている、一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人または、一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあり、または上記の地位からも退職していることと定められています。 それ以外にも、例会出席の義務を果たすこと、綱領遵守の義務、会費支払いの義務、雑誌購読の義務といった形式的な条件がありますが、これをすべて備えていればいいロータリアンだと言えるでしょうか。

活力あるクラブにするために、望まれるロータリアン像として、将来すばらしいロータリアンになる可能性を持っている人が挙げられます。現在は、業界において、２番手３番手に甘んじている人であっても、その素質を持ってる人ならば、ロータリーの教育的効果が实って、将来は、業界においてもロータリークラブの中においても、すばらしい人に成長する可能性があります。 ロータリーの理念を受け入れる人に入ってもらうことも必要です。ステータスとしてロータリーを考えるのではなく、ロータリーの理念を理解し、これに共感する人がぜひとも望まれます。 当然のことながら、高い職業倫理観を持っている人も必要です。悪い意味で新聞紙上を賑わせるような人がロータリークラブの会員だったとすれば、それはロータリー運動そのものが、世間から否定されることにつながります。 健全な事業活動している人という条件も大切です。なぜならば、ロータリーの職業奉仕は、事業を継続的に発展させるための指針でもあるからです。 事業上の裁量権を持っている人に、入ってもらう必要もあります。もしも自分の事業態度に間違っている点があることを指摘されれば、それを即座に改善する必要あります。そのためには、事業上の裁量権を持っていることが必要です。 奉仕活動の実践に、積極的に参加する人も必要です。特に、国際レベルの活動に参加する日本人ロータリアンが、極めて尐ないことが指摘されています。 なるべく若い人に入会してもらうことが必要です。なぜならば、ロータリークラブは、生涯教育の場ですから、同じ勉強するならば、なるべく若いうちから開始する方が良いからです。 会員は職業分類を代表して、その所属する業界にロータリーの奉仕理念を伝えるという考え方から、現職にある人を最優先し、リタイアした人はパストサービスとして区別してきましたが、2001年の規約改正によって、名誉会員を除く全ての会員は、正会員に統合されました。リタイアした人がどのようにして職業奉仕活動を実践するかについては大いに疑義があるところですが、これも会員増強と退会防止の大きな流れの一つでしょう。

そして、2007年の規約改正では、財団学友や地域社会でボランティア活動をしているリーダーがロータリーの正会員となり、さらに2013年の規約改正では、仕事をしたことがない人や仕事を中断している人までが正会員となりました。

　ガイ・ガンディカーは「ロータリー通解」(1916年発行)の中で次のように述べています。 「ロータリアンとはロータリー運動に熱意を持つ人か、例会出席を欠かさない人か、实践活動を怠らない人のことです。出席義務を果たす確証のない人はその職種の代表となる資格はありません。ロータリーライフは電流が流れる電線 (live wire) のようなものです。電流が流れたり流れなかったりする電線は無用の長物です。例会に出たり出なかったりする会員には、確固たる措置が必要です。」 このロータリアンの条件が現在にも通用することは明らかです。単なるロータリークラブの会員に終始することなく、真のロータリアンを目指したいものです。

**ロータリークラブの条件**

ロータリークラブの条件 ロータリークラブはロータリアンによって構成されています。すなわちロータリークラブの会員はロータリアンです。RIはロータリークラブの連合体であり、RIの会員はロータリークラブであってロータリアンではありません。 1905年にシカゴ・ロータリークラブが創立され、その後拡大が進んで、**クラブ数が16**に増えた時点で、それらのクラブの連合会としてRIが結成されたという経緯から、各ロータリークラブには大幅な自治権が認められています。 当初RIに与えられた権限は、新クラブの拡大と奉仕理念の提唱だけでしたが、後にRIとクラブ間の連絡調整権が与えられ、さらに、1922年からは直接監督権が与えられました。この直接監督権は、クラブがRI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款に違反した場合のみ発揮できるもので、もっとも重い懲戒処分はクラブの除名です。 かつて、定款上、女性の入会が認められていなかった時期に、再三にわたるＲＩの勧告を無視して女性会員の入会を認めた、カリフォルニア州デュアーテ・クラブがＲＩから除名されたという例があります。これを不満としたクラブが上訴して、逆にＲＩが連邦最高裁で敗訴したことから、この懲戒権はよほどのことがない限り抜くことのできない、伝家の宝刀であると考えていいと思います。

クラブ管理運営のほとんどと奉仕活動の实践は、これらの規約には記載されておらず、すべてクラブ細則で定めることになっていますから、クラブが自治権を発揮しようと思うのならば、まず、クラブの現状に則したクラブ細則を制定しなければなりません。 RIが制定している推奨クラブ細則はあくまで推奨に過ぎません。この推奨細則は会員数200名ほどのクラブを想定して作られていますから、会員数5-60名のクラブがこれをそのまま適用するといろいろと不都合が生じてきます。特に委員会構成はそのクラブのサイズに合った構成にしないと、一人の会員が二つも三つもの委員会を兹務することになります。クラブの現状に合わせて、思い切って委員会の統廃合や新設をする必要があります。 一人一業種撤廃によるクラブ内の不協和音も、入会手続きの変更によって、既に職業分類を貸与されている現会員の権利を守ることが可能です。 クラブ管理、奉仕活動の实践、例会の持ち方などほとんどのことはクラブ細則の範疇にありますから、クラブの実態に合わせて、常に細則を見直し、思い切ってその内容を改正することが肝要です。 ロータリーの哲学は实践哲学です。これは、ロータリー活動は理屈を述べるだけではなく、实践が伴わなければならないことを意味します。個人としては当然のことながら、クラブとしても年間尐なくとも一つは、奉仕活動を实践することが要請されています。その際の様々な条件や制約をまとめたものが決議23-34です。 RIから要請される具体的な奉仕活動の实践は、世界中のニーズをまとめたものですから、日本においてはかなりの温度差のあるものもあります。一方、ガバナーからは、地区内のニーズに基づいたプロジェクトが要請されるかもしれません。 これらの要請をクラブの自治権を理由に拒否することは可能です。しかしその代わりに、独自にクラブが開発した奉仕プロジェクトを实践する義務が生じてくることを忘れてはなりません。RIやガバナーから要請された奉仕活動は拒否し、自らのクラブの奉仕活動も实施しないでは、クラブの存在価値はないのです。

定款によってクラブの管理主体は理事会と定められています。会長がどんな素晴らしいプロジェクトを提示したとしても、理事会がこれを拒否すれば实施することは不可能です。理事の任命権は会長にありますから、会長のリーダーシップを十分発揮できるように人選することが必要ですが、会長と理事とは常にクラブの管理運営や奉仕プロジェクトについて、十分意思疎通をはかることが必要です。 2001年の規約改正によって、例会取りやめ、例会変更、メークアップ、入会・退会などかなりの部分が理事会の裁量権に委ねられるようになったので、理事会の責任は極めて重大と言わざるを得ません。

**ガバナー月信**

ガバナーは、少なくとも月に1回、地区内の各クラブ会長およびクラブ幹事と連絡を取る義

務があります。このコミュニケーションは、クラブのリーダーに地区や国際ロータリーのニュースやお知らせを伝える主な手段となります。「ガバナー月信」とも呼ばれるこのコミュニケーションは、電子ニュースレター、ビデオメッセージやビデオ会議、地区ウェブサイトに掲載するメッセージなど、さまざまな形で配信できます（オンラインで配信する場合には、インターネットを使わない会員のために、ほかの形式でも閲覧できるようにしてください）。また、ガバナー補佐、パストガバナー、インターアクトクラブ、ローターアクトクラブも閲覧できるようにしましょう。月信には、以下を盛り込むようにしてください。

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**クラブの会合**

**クラブ協議会**

　クラブ協議会は、クラブのプログラムと活動について協議するために開かれる、クラブ役員、理事、委員会委員長を含むクラブ会員の会合である。クラブ全会員の出席が要請される。クラブ会長、もしくは指定された他の役員が、クラブ協議会の議長を務める。クラブ協議会は、ガバナーまたはガバナー補佐の訪問時および他の適切なときに数回開かれる。地区大会終了後、クラブは地区全体のプログラムと活動に関する報告が受けられるように地区協議会の直後にクラブ協議会を開催するよう奨励されている。

(ロータリー章典8.040.1.)

**クラブ討論会（クラブフォーラム）**

　奉仕理念、クラブ管理運営、委員会活動などの問題点について自由に意見を述べ合う討論会である。事の黒白をつけたり、敢えて結論を導き出す必要はないとされている。  
　例会時間をフォーラムに当ててもよく、世界理解月間、青少年月間、米山月間などの特別行事月間のプログラムをフォーラム形式にすると、より理解が深まる。プログラム上はフォーラムとなっているのに、フォーラム・リーダーの一方的な発言に終始する場合が多い。テーマの内容によっては、事前に例会時間の延長を告知したり、例会と切り放して、なるべく多くの会員からの発言を促して、本来の討論会にする配慮が必要である。小グループに分けて、自由に発言するバズ方式も併用したい。

**炉辺談話（ファイアサイド・ミーティング）、家庭集会（インフォーマル・ミーティング）**

　会員宅を持回りして、小人数で開く非公式な懇話会であり、話題は特にロータリーに限定されない。アットホームな雰囲気から、公式な会合ではなかなか言い出せないロータリーの初歩的な質問なども、気易くきりだせるし、ロータリー理論の研究会など、とかく堅苦しくなり勝ちな会合を炉辺談話の形式ですると、非常に効果的である。他の会員の批判やクラブ管理上の不満を話題にすることや、参加会員が固定化して党中党を作ることのないように留意する必要がある。  
　1935年に、新入会員にロータリー情報を提供するために始められたものだが、その後シカゴクラブがこれを取り入れて、大きな成果を修めたことから、世界的に広まっていった。

**クラブ訪問**

ガバナーは、個々のクラブ例会、あるいは複数クラブの合同例会のいずれかの方法で、地

区内の全クラブの訪問を行います。公式訪問の主な目的は、会員の意欲を高め、支援を提

供することです。

クラブでスピーチをする際は以下の点に留意してください。

• 地区リーダーの第一の役割は、クラブのサポートであることを強調する。

• 奉仕プロジェクトへの参加意欲を喚起し、クラブの活動を地域社会に紹介するよう奨励する。

• 活気あるクラブをつくり、入会者にとって魅力あるクラブとなるために、新しいことに挑戦するよう奨励する。

• ロータリーの重要な問題への関心を向けさせる。

• 優れた活動を行ったクラブやロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。

ガバナーは、クラブ会長やクラブリーダー（クラブ委員長を含む）と会合し、例会またはクラブ協議会に出席します。会員と直接話ができるこの機会に、クラブの活動状況、課題、地区による支援方法について話し合いましょう。オープンなコミュニケーションを通じて、クラブとの実りある関係を育むことができるでしょう。